



茨城県水産業振興計画'06-'10

活力にあふれ人が輝く水産業の創造

茨 城 県

活力にあふれ人が輝く水産業の創造

本県水産業は、寒流と暖流が交錯する豊かな海、大小の湖沼、河川を守りながら、これらの水域を高度に利用して、県民をはじめ多くの方々に、高品質で新鮮な水産物を供給してまいりました。地域ごとに特色のある本県水産業や漁業地域は、伝統行事や食文化を形成したり、美しい景観や癒し、安心感などを県民に提供するといった機能も有しております。そして、豊かな水産資源を活かしながら、水産業や漁業地域の持続的な発展を図り、豊かな環境を次の世代に引き継いでいくことが、私たちの大きな責務であると考えております。

しかし、近年、水産資源は低位水準にあるとともに、漁業就業者の高齢化が進行しているほか、担い手の減少や輸入水産物の増加などの影響を受けるなど多くの課題を抱えており、このような状況に的確に対応していくことが重要であります。国においても、平成13年に「水産物の安定供給の確保」と「水産業の健全な発展」を基本理念とする水産基本法を制定したところであります。

このため県といたしましては、概ね25年後（2030年頃）の本県水産業のあるべき姿を展望しながら、その実現に向けて進むべき基本方向を明らかにし、平成22年度までに推進する、水産業振興の基本方針として「茨城県水産業振興計画'06-'10」を策定いたしました。

この計画では、水産資源の適切な保存と持続的な利用体制の構築により水産業全体の振興を図るとともに、水産業が持つ様々な機能を積極的に活かしていくことにより、活力のある水産業及び水産物を核とした地域を構築するため、5つの柱に基本理念を整理し、「活力にあふれ人が輝く水産業の創造」を目指しております。

施策の展開にあたりましては、水産業関係者の皆さまをはじめ、市町村の理解と協力、並びに県民の皆さまの理解と支援を得ていくことが不可欠でありますので、皆さまの一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

最後に、本振興計画の策定にあたりまして、熱心にご審議を賜りました水産業振興計画策定協議会の各委員をはじめ、意見交換会等でご助言、ご協力をいただきました多くの方々に対しまして、心からお礼申し上げます。

平成18年3月

茨城県知事 橋本 昌

目 次

はじめに	-----	1
1 計画策定の趣旨	-----	1
2 計画の性格と役割	-----	1
3 計画の構成と期間	-----	2
4 計画の進捗管理	-----	2

第Ⅰ編 水産業・漁業地域を取り巻く情勢

1 社会経済情勢の変化	-----	3
2 我が国の水産業情勢の変化	-----	5
3 茨城県水産業の現状と課題	-----	8
(水産業基本目標)		

第Ⅱ編 茨城県水産業・漁業地域振興の基本方向

1 茨城県水産業の将来の姿	-----	13
2 茨城県水産業振興の基本理念	-----	15
3 基本理念を実現するための主要施策体系	-----	17
(主要指標の見通し)		

第Ⅲ編 施策の展開方向

第1章 組織・経営の強化と人材の育成	-----	19
第1節 組織基盤強化のための漁協合併と新たな事業展開の促進	-----	19
第2節 持続・発展的な漁業経営の育成	-----	20
第3節 人材の確保・育成及び女性・高齢者の活動促進	-----	22

第2章	水産資源の持続的な利用	25
第1節	資源管理型漁業の推進	25
第2節	栽培漁業の推進	26
第3節	先進的な調査研究・技術開発の推進	28
第4節	合理的な漁場利用の推進	29
第5節	漁港・漁場等の整備	31
第3章	水産物流通機能強化と水産加工業の振興	33
第1節	水産物流通の改善	33
第2節	安全安心な水産物の供給	34
第3節	ブランド化と消費拡大対策	35
第4節	水産加工業の経営基盤強化	37
第4章	霞ヶ浦北浦などの内水面水産業の振興	40
第1節	霞ヶ浦北浦における漁業・養殖業の振興	40
第2節	組織基盤の強化と人材の確保・育成	41
第3節	消費拡大対策と水産加工業の経営基盤の強化	43
第4節	河川・湖沼における漁業の振興	44
第5節	先進的な調査研究・技術開発の推進	46
第5章	海遊業の振興など水産業の持つ多面的機能の活用	49
第1節	海遊業による地域の活性化と経営の向上	49
第2節	海岸環境の保全と防災機能の充実	51
第3節	様々な役割を持つ水産業の機能の理解促進	52
	水産業振興計画策定協議会名簿	54
	水産業振興計画策定ワーキングチーム	54
	水産業振興計画策定の経過について	55

はじめに

1 計画策定の趣旨

本県は、寒流と暖流が交錯する豊かな海，大小の湖沼，河川を有し，これらの水域は県民に豊かな食料を供給してきた。

また，地域ごとに特色のある水産業は，伝統行事や食文化とも強く結びついており，水産業や漁業地域は，水産物を安定的に供給するとともに，水域を軸としたレクリエーション機能や美しい景観の提供や豊かさ，安心などを県民に提供するといった機能も有している。これら本県の有する「海・湖沼・河川の恵み」は県民にとってかけがえのない財産である。

一方で，地球規模で進む環境問題，産業・社会構造の変革，少子高齢化社会の到来，ITの急速な発達普及など，社会経済情勢は大きく変化している。

水産業においては，国際的な漁業規制の強まりやマイワシ資源の急速な減少により，漁業生産量が昭和59年をピークとして大幅な減少を示し，水産資源は低位水準にあるとともに，漁業就業者の高齢化が進行しているほか，担い手の減少，貿易自由化の流れの活発化による安価な輸入水産物の増加などの影響を受けている。

このような中，国は，国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展の視点に立って，平成13年に「水産物の安定供給の確保」と「水産業の健全な発展」を基本理念とする水産基本法を制定するとともに，これに基づく水産施策を総合的かつ計画的に推進するため，水産基本計画を策定した。

こうした状況に適切に対応し，水産資源の適切な保存と持続的な利用体制の構築により水産業全体の振興を図るとともに，水産業が持つ様々な機能を積極的に活かしていくことにより，活力のある水産業及び水産業を核とした地域を構築していくための水産政策推進の基本方針として策定する。

2 計画の性格と役割

この計画は，本県水産業をとりまく社会情勢の変化に的確に対応し，長期的な見通しに立った水産業の振興方向に資する施策展開を定めることによって，総合的，計画的に水産行政・調査研究等を進めていくための指針とするものである。

この計画を実現するために、県のみならず、漁業者、水産加工業者をはじめ、水産業団体、遊漁団体、市町村、広く県民に至るまで、それぞれの主体的な活動や連携により、活力のある水産業及び水産物を核とした地域づくりが進められることを期待するものである。

3 計画の構成と期間

この計画は、「第Ⅰ編 水産業を取りまく情勢」、「第Ⅱ編 茨城県水産業振興の基本方向」、「第Ⅲ編 施策展開の方向」の3編で構成している。

この計画は、概ね20～25年後の2025～2030年の本県水産業の姿を展望し、平成18年度を初年度とする今後5年間（平成22年度まで）の進むべき方向や取り組む施策を明らかにするものである。

4 計画の進捗管理

この計画の進捗状況の管理については、毎年度末に作成される冊子「茨城の水産」において、その状況を記すものとする。

なお、計画期間中において、大幅な情勢の変化があった場合には、適宜計画の内容を見直すものとする。

第 I 編 水産業・漁業地域を取り巻く情勢

1 社会経済情勢の変化

(1) 人口減少・高齢化

今後、我が国においては、生産年齢人口の減少に伴う将来的な労働力不足、労働力人口の減少に伴う経済成長率の鈍化、また、高齢者向け市場の拡大といった国内需要の質の変化、さらには生産年齢人口の減少による社会保障負担の増大などの影響が生じてくる。特に本県においては、現在の老年人口割合は全国39位と比較的若い県であるが、今後30年間の老年人口の伸びは全国5番目と予想されており、他県に比べ急速に高齢化が進行するものと推計されている。

これらに対応していくために、女性や高齢者の就業の促進、技術革新を通じた生産性の向上や需要の変化に対応した産業の活性化、また、健康増進を通じた社会保障負担の軽減などが課題となっている。

水産業は現在においても、高齢化の進行と後継者の不足は深刻な問題となっており、水産業の発展を図るうえでも、担い手の確保育成は重要な課題となっている。

(2) 競争の激化と交流の拡大

近年、社会経済のグローバル化、IT（情報通信技術）の急速な発達・普及、科学技術の進歩などにより、国内外を問わず地域間競争が生じ、各地域では生き残りをかけ、その競争は激しさを増してきている。

このような中、本県は、製造業を中心とした二次産業及び一次産業である農林水産業が盛んであるという特性を有するとともに、つくば市や東海村周辺地域における研究機関の集積など、最先端の科学技術集積という特性も有している。

また、常磐自動車道や北関東自動車道など4本の高速道路、常陸那珂港など4つの重要港湾、つくばエクスプレスや常磐線などの鉄道網、さらに民間共用化に向け整備中の百里飛行場、そして情報通信基盤「いばらきブロードバンドネットワーク」を活用しながら、人、物、情報の一大拠点が形成できるところでもある。

今後、本県としては、このような有利な条件を背景に、産業の競争力の強化、新産業の創出などを通じて、活力ある県づくりを進めることが課題となっている。

水産業においては、先端技術の導入や広域交通・情報通信ネットワークを活用し、生

産性の向上や経営の合理化、流通販売部門の拡大などが期待されている。

(3) 安心安全志向や環境問題の顕在化

近年、BSE（牛海綿状脳症）の発生や食品表示の偽装、さらに輸入農産物の農薬残留、無登録農薬の販売・使用、指定外添加物の使用等の問題が発生し、食品の安全に対する消費者の不安・不信は極めて大きくなっており、食品の生産から消費の段階まで一貫した総合的な安全性の確保が求められている。

特に、食の安全・安心に関しては、その確保を怠ると、人の健康をそこねる可能性があるばかりでなく、生産・供給側にとっても多大な影響が生じることから、生産物の安全性や信頼性に万全を期していく必要がある。

また、農山漁業地域社会の高齢化や活力低下が進行する中、地域資源の維持・管理機能が低下しており、これら地域の環境問題が顕在化してきている。

このため、農地、森林、海、湖沼、河川や景観、文化等の地域色豊かな天然資源や社会的資源を多様に活用しながら、農林水産業の再生と資源の適切な保全を図り、これらの資源を県民共通の財産として維持・管理することが求められている。

水産業としても、希少魚介類や生態系の保護・保全、さらに環境修復等を通じて、豊かな環境の形成と安全で潤いのある県民生活の実現に貢献していく必要がある。

(4) 価値観の多様化と社会の変化

現代人の持つ価値観や意識は、心の豊かさや質の高い生活を求めるようになってきている。これに伴い、ライフスタイルの一層の多様化や、様々な選択が可能な社会へと移行しようとしている。

一人一人が自分にあったライフスタイルを実現し、個性と能力を発揮できるような社会づくりを進めるとともに、自らが判断してその結果責任をとることができる人づくりや、また社会の一員としての自覚を促していくことも重要となっている。

水産業においては、このように多様化するライフスタイルや社会的ニーズを、水産業振興のための好機として受け止め、これらに対応することのできる受け皿づくりが大切である。

2 我が国の水産業情勢の変化

(1) 漁業経営の状況

平成15年に実施された第11次漁業センサスによれば、我が国の漁業経営体数は、10年の第10次センサス結果と比較して12%減少し、13万2千となっている。減少率は10年の調査結果と同じであり、廃業等による減少が続いている。

沿岸漁船漁家の漁業所得は、平成12年まで減少を続け、13年には若干回復したものの、その後ふたたび減少している。1経営体当たりの漁獲物販売金額は、沿岸漁業、中小漁業ともに漁獲量の減少により10年以降減少傾向が続いている。

中小漁業経営体（10トン以上）では、漁労収入が年々減少する中で、支出の削減が追いつかず、近年、漁労収益が赤字となる年が多くなっている。また収支全体では、漁労収益の赤字を水産加工業を主とする漁労外事業の利益及び事業外利益によって埋め合わせる傾向にあるが、年によっては経常利益が赤字となっている。

このような状況に対処するためには、漁獲量優先の漁業から収益性優先の経営への転換が必要であり、そのための漁業者の意識改革が課題となっている。さらに、高齢化による活力低下が問題となっていることから、今後の漁業を担う若い就業者を確保することも課題となっている。

(2) 漁業経営へ影響を与えている要因

魚介類の消費量や消費金額は、食生活の変化や景気の動向に影響されるが、これらの変化は漁業経営に大きな影響を与えてきている。家計調査年報によると2人以上の世帯の魚介類消費動向では、最近の生鮮魚介類100グラム当たりの平均購入単価は、10年前と比べて12.4%も低下している。また購入数量についても若干減少している。

年齢別に消費動向を見ると、30代までは購入量が減少しているものの、40代以降あるいは高齢になるにしたがい購入量が増加しており、加齢とともに魚介類を好む、あるいは、生鮮魚介類を購入し家庭で調理する機会が増える傾向がある。

流通経路で見ると、品揃えや利便性に勝るスーパーマーケットのシェア拡大が進み、平成15年には7割近くがスーパーマーケットで購入されるようになっている。

最近の生産量と国内産地価格の変化については、過去10年と比較して、多くの魚種の

生産量が減少したにもかかわらず、国内産地価格は低下している。

これらは、景気の低迷により低価格需要が強まり、相対的に高額な食品が敬遠される傾向があること、小売りがスーパーマーケット等の大店舗に集約され、これら大口需要者が価格形成力を持つようになったこと、国内生産量が減少しても輸入増によって需給バランスが保たれ、価格上昇につながらなかったことなど、様々なことが影響しているものと考えられる。

このような状況に対し、産地側としては、需要や流通経路の変化や多様化に対応していくため、産地市場の統合等により広い販路を確保するほか、品質等における差別化や食の安全・安心を求めるニーズへの対応が重要な課題となっている。

(3) 漁業者側の経営努力

漁業を安定的に続けていくためには、水産資源を適切に管理し、持続的に利用できるようにすることが重要である。資源水準の悪化している魚種を対象に、関係漁業者の合意の下、資源回復計画が策定され、漁業者は、漁業者自ら策定した休漁措置や採捕禁止等の漁獲規制、種苗放流等により、資源の培養や漁場環境の保全等に取り組んでいる。このような、資源回復への取り組みには、過大な漁獲競争を無くし過剰投資を抑制する効果もある。

消費者の食の安全・安心に対する関心の高まりに対しては、付加価値の高い商品づくりをめざして、漁業協同組合等を主体にしたブランド化などの取り組みが全国的に展開されるようになってきており、トレーサビリティの構築に取り組む事例も見られる。

生産・流通コストの削減や合理化のためには、漁業協同組合合併などにより産地市場の統合化を図っていくことが重要となっている。これらと併せて、展示販売施設を新設・充実させるなど、地域の活性化を図ろうとする試みも見られている。

これらの成功事例を見ると、①他商品との差別化、②認知度の向上、③販路の開拓などに努力をしており、こうした取り組みについて、漁業協同組合等が果たす役割は、極めて重要なものとなっている。

(4) 水産業の多面的機能

漁業地域は、漁業を基幹産業としており、水産物の安定供給の場としての役割を担っ

ているほか、他産業の立地の少ないところに地域社会を形成し、我が国の均衡ある発展に寄与している。

水産業が持つ多面的機能とは、水産業及び漁業地域が有している、水産物を供給するという本来的機能以外の多面にわたる機能を指し、物質循環の補完機能（再生産のサイクル機能）、生態系などの環境保全機能、海難救助など生命財産の保全機能、海洋性レクリエーションや体験学習、水産物の直販など交流の場の提供機能、また伝統文化の継承や創造や地域社会の形成・維持などがある。

これまで水産業の多面的機能については、十分な認識と理解がなされてこなかったが、今後は、これら機能の理解促進はもちろんのこと、如何に活用していくかが課題となっている。

3 茨城県水産業の現状と課題

(1) 自然条件

本県は太平洋に面し、海岸線は単調な地形で、その総延長は約190kmである。海岸性状は、県中央部（那珂川河口周辺）を境に北部は岩礁が、南部は砂浜が多くなっている。沖合域は親潮と黒潮が交錯する海域であることから好漁場が形成されやすいが、海況変化による漁況の変動もみられる。

内水面では、全国第2位の面積（220km²）を有する霞ヶ浦北浦の他に、涸沼や牛久沼などの湖沼、利根川や久慈川、那珂川など大小210余の河川を擁している。

(2) 概況

平成15年の海面漁業生産量は約21万3千トンで全国の4.5%を占め、全国4位の地位にある。しかし、生産金額は、マイワシやサバ類、カタクチイワシ、サンマ等の単価の安い魚種の占める割合が高いため、全国21位の約170億円となっている。

内水面漁業・養殖業生産量は、霞ヶ浦北浦を始めとする湖沼や河川において約1万トンであり、全国の8.7%を占めている。

海面で漁獲されるマイワシとハマグリ類は全国1位の生産量で、カタクチイワシ、サバ類、マアジやシラスなども全国で上位の生産量をあげている。一方、内水面漁業ではアユやシラウオ、シジミ、ハゼ類、エビ類などが多く生産されている。なお、霞ヶ浦北浦のコイ養殖については全国1位の地位にあったが、平成15年に発生したコイヘルペスウイルス病により、現在、コイ養殖は見合わせている状況にある。

本県の水産加工業は、沿海地区と霞ヶ浦北浦地区に分けられ、その生産量は約19万7千トンとなっている。沿海地区では、生鮮冷凍水産物の他、従来から行われているイワシやサバ等の塩蔵乾製品、輸入原魚を用いたタコ製品、カラフトシシャモ製品などの特色をもった加工製品が生産されている。霞ヶ浦北浦地区では、ワカサギやフナ、エビ、ハゼ等を原料とした佃煮などの伝統的な水産加工品の生産が盛んである。

流通面については、大消費地である東京に近いことや、常磐自動車道、北関東自動車道などの道路網の整備による物流機能の向上により、恵まれた条件にある。

なお、平成15年における県内生鮮魚介類の消費量については、水戸市1世帯当たりの

購入量は35,511gであり、全国の42,327gに比べ2割も少なく全国有数の生産県を反映した消費量となっていないが、魚種別に見るとカツオは2,771gと全国平均の2.0倍、シジミでは1,571gと2.8倍購入されており、魚種によって地域的な消費の特徴が認められる。

(3) 海面漁業について

本県の沿岸漁業の生産量は、主力となる船びき網漁業の漁獲対象であるシラスやイカナゴ、オキアミの来遊量が海況によって大きく影響を受けるため年変動が大きい。

平成15年は12,002トン、36億6,800万円が生産され、海面漁業生産量の5.6%、生産額の21.6%を占めている。

沖合漁業の生産は、本県の基幹漁業である大中型まき網漁業によるところが大きい。平成15年の沖合漁業の生産量は大中型まき網漁業の対象種であるマイワシ、サバ類の増加により、19万5,382トンと前年より15.0%増加し、生産額は120億7,400万円の前年より7.0%減少した。なお、沖合漁業の生産量は、海面における総生産量の91.8%、生産額の71.0%を占めている。

遠洋漁業の動向としては、国際的な漁業規制の強化や操業コストの増大などによって経営体数が減少し、生産量と生産額ともに低迷している。平成15年の生産は5,425トン、12億4,400万円海面における総生産量の2.5%、総生産額の7.3%を占めている。

一方、海面養殖業は、入り江や湾などの静穏域がほとんどないという地理的条件のため、ほとんど行われていない。

本県の海面漁業については、沿岸漁業、沖合漁業ともに、主に変動する回遊性資源を対象としているため、生産が不安定な傾向にある。このため、資源管理の定着や栽培漁業の推進とともに、これらを支える技術開発、漁業種類を組み合わせた複合操業の導入、燃油を中心とした経費の節減、さらには、品質の向上やブランド化による魚価のアップなどを通じて、安定的かつ効率的な漁業経営が求められている。

(4) 漁協組織と経営体・漁業就業者について

平成17年3月末現在の水産業協同組合数は、沿海13、霞ヶ浦16、北浦2、内水面15、水産加工協12など、計65組合となっている。

このうち多くの沿海地区の漁業協同組合は、購買・販売・共済事業を実施しており、

霞ヶ浦、北浦及び内水面の漁業協同組合については主に指導事業となっているが、いずれも地域社会の中核としての位置づけがされてきた。

しかし、海面の漁業経営体数は減少傾向に歯止めがかからず、平成15年は594経営体となっており、これとともに漁業就業者も減り、かつ高齢化が進行している。漁獲量・生産額の減少、輸入水産物との競合による魚価低迷などによって、漁業経営はもちろんのこと漁業協同組合経営も厳しい状況にある。

これらに対応するため、これからの漁業協同組合にとっては、経営感覚に富んだ経営体育成のための営漁指導、担い手の確保育成、新たな収益事業の着手などは、必須のものであり、このような事業体制を可能とし、本県水産業の持続的な発展には、漁業協同組合合併は避けることのできない状況となっている。

(5) 霞ヶ浦北浦・河川等の漁業・養殖業について

霞ヶ浦北浦は、海跡湖特有の浅い水深により、湖の生産力が高く、古くから漁業が盛んに行われてきた。

現在は、いさざ・ごろひき網漁業、わかさぎ・しらうおひき網漁業などの漁船漁業や、定置性の張網などにより、ワカサギ、テナガエビ、ハゼ等が漁獲されている。漁獲量は、昭和53年の17,000トン进行ピークに減少傾向をたどり、近年は外来種の影響も大きく、平成15年に1,400トン程度まで落ち込んでおり、資源回復のためには、環境改善、有害魚類の除去も大きな問題となっている。

コイ養殖業については、昭和40年代に霞ヶ浦北浦に小割式養殖として導入され、コスト面等で陸上池や他の湖沼より有利であったため、急速に普及し、ピーク時には年間8千トンと全国一の生産を上げていたが、平成15年10月に発生したコイヘルペスウイルス病により大打撃を受け、コイの網いけす養殖は休止状態にある。今後は、安全かつ安定したコイの養殖の再開が課題となっている。

このほか内水面では、那珂川、久慈川などのアユ漁や潤沼などにおけるシジミ漁が行われ、全国有数の漁獲量となっており、食味も良く高品質とされているが、個別出荷が基本となっており、品質に見合った市場評価がなされていない。

また、県北部の山間地域ではマス類の養殖が営まれているが、経営体の減少が進んでいる。これらの地域では、希少魚類も多々みられ、これら魚類の保護・保全が必要とな

っている。

このほか河川などでは、アユを主体に遊漁が盛んに行われ、県内外から多くの釣り人が訪れている。

(6) 水産加工業について

沿海部では、かつては前浜物のイワシ、サバ、サンマ等を原魚とした各種の加工が行われてきた。しかし、那珂湊、大洗地区においては、操業の維持を図るため、昭和40年代から、漁獲の不安定な前浜物から周年稼働体制が確保できる輸入原魚を用いた加工に転換していった。その結果、両地区は全国でも有数の煮ダコ、丸干シシヤモなどの輸入原魚の加工産地となっている。

大中型まき網漁業の基地である大津、波崎地区では地元水揚げ物（前浜物）のイワシ、サバを用いた冷凍加工業が盛んであったが、近年のマイワシの不漁により輸入原魚を扱う加工業者も増えている。

霞ヶ浦北浦周辺では、古くから湖で漁獲されるワカサギ、ハゼ、エビ、フナなどを使った佃煮、煮干し、焼き物などの加工が行われ、移入・輸入原魚の割合が増えた現在でもその技術は受け継がれ、日本有数の佃煮産地となっている。

水産加工生産量は、昭和62年の50万トン进行ピークに、それ以降はイワシ、サバなどの水揚げ量の減少等により減少傾向となり、平成15年の本県全体の加工生産量は19万7,349トンで、推定生産額は約842億円であった。

水産加工業の経営基盤の強化はもちろんのこと、新たな流通システムを取り入れるなど、安心安全で茨城らしい水産加工品の生産・提供が課題となっている。

(7) 水産業の持つ新たな側面の活用について

近年、都市部においては、健康志向・環境意識の高まりや、ゆとり・やすらぎへの要望が強まっていることを背景に、豊かな自然や美しい景観を有する漁業地域等を訪れ、海水浴、釣り、マリンスポーツなどの海洋性レクリエーションや漁業体験、漁業地域との交流を行いたいと考える都市住民が増えている。

水産業においては、これら都市住民のニーズに応えることも、漁業協同組合・漁家経営の向上や地域活性化のための重要なツールとしてとらえ、新たな事業として取り組ん

でいくことが重要である。

なお、本県においては、北関東自動車道が平成20年度に東北自動車道とつながるとともに、首都圏中央自動車連絡道の整備も進み、さらに平成21年度には百里飛行場の民間共用化が始まるなど、流通のみならず人的交流に関するアクセスは飛躍的に便利になり、水産業においてもこうした新たなビジネスチャンスを積極的に取り入れ、漁家経営・漁業協同組合経営基盤の向上や、地域の振興に結びつけていくことが大切である。

本 県 水 産 業 の 概 要

項目	年	H4	H10	H15	
漁業経営体数	総 数	1,444	1,355	1,081	
	海	沿岸漁業	613	609	540
		沖合・遠洋漁業	88	91	54
	面	計	701	700	594
	霞ヶ浦北浦漁業	670	653	487	
漁業従事者数	総 数	4,117	2,951	2,401	
	海	沿岸漁業	1,080	1,126	929
		沖合・遠洋漁業	910	519	498
	面	計	1,990	1,645	1,427
	霞ヶ浦北浦漁業	1,484	1,306	974	
漁業生産額 (百万円)	総 数	32,674	37,490	22,348	
	海	沿岸漁業	5,180	3,800	3,668
		沖合・遠洋漁業	18,997	26,650	13,318
	面	計	24,177	30,450	16,986
	霞ヶ浦北浦漁業	3,573	2,686	1,735	
	内水面漁業	4,897	4,288	3,627	
漁業生産量 (千トン)	総 数	583	299	223	
	海	沿岸漁業	19	14	12
		沖合・遠洋漁業	544	270	201
	面	計	563	284	213
	霞ヶ浦北浦漁業	11.2	8.3	5.2	
	内水面漁業	9.3	7.0	4.9	
水産加工業経営体数		363	325	332	
水産加工業生産額(百万円)		96,748	101,647	84,153	
水産加工業生産量(千トン)		358	224	197	

※沿岸漁業は5トン未満船及び定置網，沖合・遠洋漁業は5トン以上船を対象とする。

※海面養殖業は含まない。

第Ⅱ編 茨城県水産業・漁業地域振興の基本方向

1 茨城県水産業の将来の姿

2025年頃の茨城県の水産業・漁業地域や将来の姿を展望した。

- 沿海、霞ヶ浦北浦地区の漁業協同組合は、各地区1漁協に合併し、安定した経営基盤のもと、積極的な販売事業や、資源管理型漁業、担い手の育成、海遊業などの事業に取り組み、自立し地域経済に貢献する漁業協同組合となっている。
- 新規就業者の受け入れ体制が整備され、漁家外からの就労も促進されるなど、後継者問題の改善が進み、年齢構成のバランスのとれた就業構造を見せている。また、生産活動における女性の地位や役割が広く認められ、一層の活力をもって漁業経営が営まれている。
- 魚種毎の科学的知見をもとに、資源水準に即した漁獲管理が資源利用者により実践されている。また、重要魚種の栽培漁業による相乗効果によって、水産資源の持続的な利用が図られることにより、水産物の安定供給が可能となり、漁業経営の安定向上が実現している。さらに、漁業者と遊漁者の間の資源利用のルールも定着している。
- 観測データのリアルタイムの収集・解析が進み、海況予測技術が飛躍的に向上し、漁業者のみならず幅広く県民に提供されている。
- 漁港は、漁業生産活動の総合的基地として、漁船の出漁、水揚げ作業を効率化させる施設ばかりでなく、安全・安心な水産物の供給など、流通機能を高度化させる施設が整備されている。また、操業形態に応じた利用しやすい魚礁や資源の増大を促進する増殖場が整備され、多くの漁業者等に利用されている。
- 大中型まき網漁業、底びき網漁業、小型船漁業など、それぞれの漁業において、資源状況に見合った操業が行われ安定した経営がなされるようになり、新規参入する経営体も現れている。
- 安全・安心な水産物を提供する体制が整うとともに、生産から流通過程における履歴が公開されたり、出荷形態が規格化されるなど、茨城の水産物は高いブランドイメージが定着し、活発な販売展開が行われている。
- 霞ヶ浦北浦においては、資源管理型漁業の推進や漁場環境の改善により、資源の持続的利用が達成されるとともに、全国に先駆けた試験研究によりコイ養殖が安定して行われている。

- 那珂川・久慈川をはじめとする河川・湖沼では、シジミやアユなど特色ある資源を活かして多くの人が漁業を営むとともに、多くの遊漁者が訪れるようになり、同時に清流や森林等地域の自然環境特性を活かしたレクリエーションの場の提供により、地域の活性化が図られている。
- 遊漁、マリンスポーツ、クルージング、漁業体験など、水域を総合的に活用するサービス業として『海遊業』が営まれ、水産業の新たな経営分野として確立している。
- 漁港海岸の整備により、津波などの防災機能のみならず、周辺環境にマッチした美しい景観形成がなされ、人々が集い楽しみ安全に水とふれあうことができるようになっている。
- 主要漁港や周辺海岸にはライブカメラ等が設置され、気象・災害状況がリアルタイムで把握できるようになり、災害等の発生に対し迅速な対応が可能となっているほか、水温、水質情報の連続モニタリングにより漁場環境の保全に大きく寄与している。また、これらは平常時には、レクリエーション情報として広く県民に提供されている。

2 茨城県水産業振興の基本理念

前項で展望した将来の活力ある茨城県の新たな水産業・漁業地域をできるだけ早く実現するため、水産業・漁業地域を巡る情勢や本県の現状を踏まえ、次のような基本理念のもと、茨城県水産業・漁業地域の発展を図ろうとするものである。

県民にとってかけがえのない財産である、寒流と暖流が交錯する豊かな常磐・鹿島灘の海、全国第2位の面積を誇る霞ヶ浦北浦、汽水性の涸沼をはじめとする湖沼、那珂川や久慈川などの美しい河川、これらは水産物を安定的に供給する場であるとともに、レクリエーション機能や美しい景観の提供、生物学的な希少魚介類の保存・生息環境の保全といった多面的機能を有している。

私たちは、これら本県の「海・湖沼・河川の恵み」を、大切かつ貴重な財産として次の世代に引き継いでいかなければならない義務を負っている。

このような背景のもと、本県水産業と漁業地域の持続的な発展を図るためには、組織基盤が強化された漁業協同組合組織のもと、新たな事業展開を促進するとともに、魚価向上対策や就業者の確保育成対策を進めていく必要がある。

また、適切な資源管理・漁獲管理と併せて栽培漁業などを進めるとともに、これらを支える先進的な調査研究・技術開発や、活力と潤いのある地域づくりのため漁港・漁場の整備を進めていくことが重要である。同時に、安全・安心で高品質な水産物の供給体制を通じて、漁業や水産加工業の経営基盤の強化を図っていく必要がある。

霞ヶ浦北浦などの内水面においては、在来水産資源の維持増大や希少魚介類の保護を進めていくとともに、網いけす養殖業の新たな仕組みによる再開を目指す必要がある。

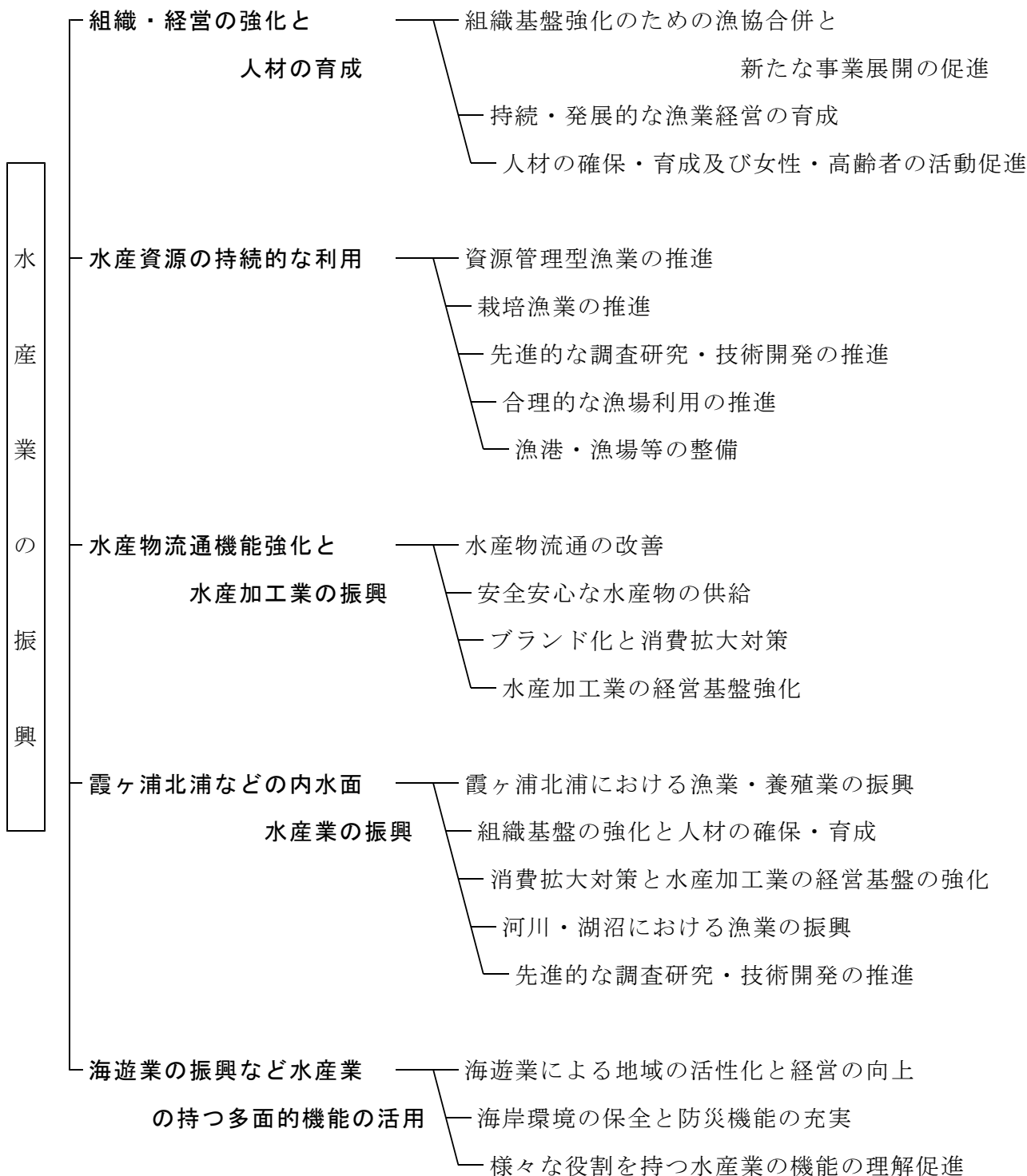
加えて、海遊業による地域の活性化や、環境保全・防災機能の充実、海や湖沼・河川の自然環境の理解促進など、水産業の持つ多面的機能の活用により活力のある水産業・漁業地域を創り上げていくことが重要である。

県民は、水産物の安定供給の確保だけにとどまらず、豊かな自然と共存共栄しながら展開され様々な機能を有する水産業の振興に、大きな期待を寄せている。

以上の基本理念を，次の5つの基本方向に整理して施策を展開し，力強い水産業の確立と水産物の安定供給を図ることにより，活力にあふれ人が輝く水産業・漁業地域を創造していくこととする。

- 組織・経営の強化と人材の育成
- 水産資源の持続的な利用
- 水産物流通機能強化と水産加工業の振興
- 霞ヶ浦北浦などの内水面水産業の振興
- 海遊業の振興など水産業の持つ多面的機能の活用

3 基本理念を実現するための主要施策体系



水産業基本目標

項目	年	H15	H22	H27	H22/H15	H27/H15	
漁業経営体数	総 数		1,081	992	921	91	85
	海	沿岸漁業	540	513	487	95	91
		沖合・遠洋漁業	54	52	50	95	91
	面	計	594	565	537	95	91
	霞ヶ浦北浦漁業	487	414	372	85	76	
漁業従事者数	総 数		2,401 (2,792)	2,210 (2,581)	2,057 (2,409)	92 (92)	86 (86)
	海	沿岸漁業	929 (1,320)	883 (1,254)	839 (1,191)	95 (95)	91 (91)
		沖合・遠洋漁業	498	473	450	95	91
	面	計	1,427 (1,818)	1,356 (1,727)	1,289 (1,641)	95 (95)	91 (91)
	霞ヶ浦北浦漁業	974	828	744	85	76	
漁業生産額 (百万円)	総 数		22,348	23,024	23,544	103	105
	海	沿岸漁業	3,668	4,056	4,510	110	123
		沖合・遠洋漁業	13,318	13,435	13,435	101	101
	面	計	16,986	17,491	17,945	103	106
	霞ヶ浦北浦漁業	1,735	1,754	1,812	101	104	
内水面漁業	3,627	3,729	3,729	103	103		
漁業生産量 (千トン)	総 数		223	274	274	123	123
	海	沿岸漁業	12	9	9	75	75
		沖合・遠洋漁業	201	255	255	127	127
	面	計	213	264	264	124	124
	霞ヶ浦北浦漁業	5.2	4.1	4.3	80	83	
内水面漁業	4.9	4.9	4.9	100	100		
水産加工業経営体数		332	268	239	81	72	
水産加工業生産額 (百万円)		84,153	100,000	100,000	119	119	
水産加工業生産量 (千トン)		197	200	200	102	102	
漁家所得 (千円)		3,442	4,000	4,600	116	133	
遊漁船案内業登録者数		183	138	170	75	93	
内水面遊漁券販売金額 (千円)		32,649	34,000	34,000	104	104	

※1 沿岸漁業は5トン未満船及び定置網，沖合・遠洋漁業は5トン以上船を対象とする。

※2 漁業従事者数の()は，陸上作業に従事する者数を含む。

※3 漁家所得は，5トン未満船の漁業所得と漁業外事業所得の合計とする。

第Ⅲ編 施策の展開方向

第1章 組織・経営の強化と人材の育成

【基本方向】

漁業生産の担い手の確保・育成，資源管理型漁業の推進，漁場の管理、新たな事業の展開など，これからの漁業協同組合に求められる様々な役割を果たすため，漁協合併による組織・経営基盤の強化を促進する。また，資源水準に見合った生産供給体制の最適化を図るとともに，漁業内外からの担い手が就業しやすい体制づくりなどを推進し，持続的かつ発展的な漁業経営を育成する。

第1節 組織基盤強化のための漁協合併と新たな事業展開の促進

【現状と課題】

漁業協同組合は従来，組合員である漁業者の社会的・経済的な地位向上を主な目的としてきたが，近年それらに加え，担い手の育成や資源管理の推進，地域の活性化等もその役割として期待されるようになり，そのためには，漁業協同組合の組織基盤が一定以上の規模となる必要がある。

本県の沿海漁業協同組合は，正准合わせた平均組合員数が100名程度であり，職員数も20名を超す組合はほとんど無いことから，大部分が小規模漁業協同組合として位置づけられる。

このような漁業協同組合組織の基盤強化を図るべく，合併を促進してきており，平成10年度には関係組合の総意により，茨城県漁連において，平成18年度末の1漁協化を目標に掲げた「茨城県漁協合併基本計画」が策定された。計画策定当初，各漁業協同組合の経営状況は，余裕があったことなどもあって検討は総論的なものにとどまっていた。

しかし，近年の不漁や魚価低迷の影響により，漁業協同組合の主要な収益事業である販売及び製氷事業等が打撃を受けたこと，組合員数の減少，さらには平成15年の茨城県漁連の民事再生法の適用も影響し，経営内容が急激に悪化するなど，漁協合併が真剣に議論されるようになってきたが，一方で，多額の欠損を抱える漁業協同組合の存在が合併の大きな障害となっており，目標とする平成18年度末までの1県1漁協化の見通しは厳しい状況にある。

本県の漁業協同組合における販売事業については，これまで産地市場での販売が主流で仲買人依存型となっているが，近年は少数の仲買人による寡占化が進行し，競争環境が失

われたことによって価格形成力の低下が魚価低迷の一因となっているケースが見受けられる。このため、参入業者の拡大や自由化等を図るとともに、漁協合併による産地市場の統合を進めるほか、漁業協同組合独自の流通ルート開拓、直販化など新たな取り組みにより、魚価の向上が必要である。

さらに、製氷その他の既存事業については事業効率等の見直しにより、収益率の向上を進めるとともに、新たな収益事業の導入についても検討する必要がある。また、これら漁業協同組合事業の改革を行うに当たり、まず前提となるのが合併による経営基盤の強化であり、あわせて漁業協同組合役職員の資質の向上も必要である。

【目標】

沿海の全漁業協同組合及び連合会が一つに合併して誕生する統合漁業協同組合のもと、各種事業を展開することによって、組合員（漁業者）、漁業協同組合双方の収益増加を目指す。

【主要施策】

- ① 1 県 1 漁協化に向けての橋渡し組織として、漁協合併等の指導を行う茨城沿海地区漁連に対し、円滑な運営を確保するため必要な助成及び、漁協合併にかかる各種支援を行う。
- ② 漁業協同組合の経営及び事業実施を担当する役職員の資質向上と、より高度な経営及び事業ノウハウの習得を図るために各種研修等を行う。
- ③ 加工事業や販売事業、遊漁関連事業など、漁業協同組合が行う新たな収益事業への取り組みを促進する。
- ④ 漁港毎に設置されている産地水産物市場を主要な数カ所に統合することによって、集荷量及び品目数の充実を図るとともに、業務コストの削減に取り組む。
- ⑤ 統合産地市場においては、仲買人の広域的市場参入制度と新規参入の促進を図るとともに、主要な魚種については県内統一規格を作成するなど、電話等で市場から離れた場所からでも入札が可能なシステムを検討する。
- ⑥ 漁業協同組合自身が買参権を取得し、大規模小売店や地元飲食店等の新規流通ルート開拓、直販や他業種との協調によるネット販売に取り組むことにより、地産地消の推進に努める。

第2節 持続・発展的な漁業経営の育成

【現状と課題】

本県漁業は、資源の状況が大きく変動する魚種を多く漁獲しているため、好不漁が経営に与える影響は大きく、特に、沿岸漁業ではシラス等を対象とする船びき網漁業、沖合漁業ではイワシ・サバ類等を対象とするまき網漁業において、その傾向が顕著である。

このような状況に対処し、持続的な経営を図るためには、資源変動に対応できる操業形態の見直し、資源水準を反映した設備投資、原油価格の高騰に対応した省エネルギー型漁業への転換、既存債務の圧縮など経営のスリム化を図るとともに、不漁などのリスクを分散するため、漁業共済等の利用を促進するほか、安全性や魚価が向上する生産・流通体制の高度化を図っていかなければならない。

特に、沿岸漁業においては、近年、船びき網漁業への依存度が極めて高くなっており、複数の漁業種類を組み合わせる操業形態の利点を再度見直すとともに、底びき網漁業については、資源の有効利用と、漁獲物の品質の向上が求められている。

また、まき網漁業については、大規模な附属船減船等を実施し、経営のスリム化を進めてきたが、将来にわたり持続的な発展を図るためには、さらなる経営改善に取り組む必要がある。

【目 標】

資源管理型漁業の推進と資源水準に応じた経営のスリム化など生産構造の改革、消費者ニーズに応じた生産供給体制の最適化を図り、漁業経営の安定及び高度化を目指す。

【主要施策】

- ①各種制度資金を通じて、漁船、機関及び漁労機器等の計画的な更新や省力型・省エネルギー型漁業の導入により、経営の効率化を進める。
- ②沿岸漁業については、資源管理型漁業の取組みを促進するとともに、遊漁船業や複数漁法を組み合わせるなどの複合的な経営形態を導入し、回遊性資源の変動に対応できる経営体へ誘導する。
- ③5トン以上の底びき網漁業については、資源回復計画に基づく取組みを強化するとともに、操業海域を共有する他県と協調した資源管理の強化や経営改善を図るため、魚価の向上対策等を支援する。
- ④まき網漁業については、資源回復計画に取り組むとともに、資源に見合った経営のスリ

- ム化を継続するほか、操業形態の合理化等を促進し、現有勢力の維持・継続を図る。
- ⑤漁業者協業体による漁獲や出荷体制の構築，産地表示や鮮度管理等の運用マニュアルの開発，需要期を反映した漁獲物の供給等の流通の高度化を推進し，魚価安定を図る。
- ⑥漁業経営を支える漁業共済制度の円滑な実施を期するための支援を行うとともに，漁業種類や資源実態に見合った補償内容への加入を促進する。
- ⑦設備資金をはじめ，資源管理型漁業の取組み，遊漁・複数漁法への転換支援，流通の高度化に対応した取組支援，担い手・後継者等の次世代の漁業者に対する支援を図るため，制度資金の拡充を検討する。
- ⑧漁業者の信用力を補完する漁業信用基金協会の保証基盤の確立を図るため，信用保証制度への支援を行う。
- ⑨企業経営の導入を促進し，高度な経営手法の普及活動を推進するとともに，系統団体や金融機関等と協調した負債整理や再生支援等の漁業経営の健全化に努める。

第3節 人材の確保・育成及び女性・高齢者の活動促進

【現状と課題】

本県の沿岸漁業就業者は，60歳代後半の者が多く，4人に1人が60歳を超えており，70歳以上の高齢者の就業もみられる。将来の経営体数についての予測では，引退開始年齢を75歳，85歳までに全員が引退するという仮定での試算によれば，戦後間もなく着業した世代が引退年令に達する，ここ10年前後のうちに沿岸漁業経営体数は大幅に減少し，20年後には，400経営体を下回ると予測されている。最近5年間の沿岸漁業への新規参入者は，平均10人弱と少ないため，漁業生産を維持・発展させていくためには，漁業内外から多様な担い手を確保・育成することが急務となっている。定置網，小型底びき網漁業などへ就業は，漁業就業者確保育成センターなどを通じて実施しているものの，就業後数ヶ月で離職するケースが多い。新規就業者については，若者だけではなく，定年後に就業している事例もあり，高齢化社会が進むなかで，漁業生産の担い手の一つとして期待されるようになっていく。

これまで漁業士認定制度により，幅広い視野を持ち，将来の地域漁業を担うリーダーを指導漁業士，青年漁業士，女性漁業士として育成してきた。これら漁業士は，現在85名にのぼり，「茨城県漁業士会」を組織するとともに，地域漁業の発展に向けて自主的な活動を行ってきている。また，既に漁業を営んでいる者や，乗組員（通称「乗り子」）として

従事している者に対しては、水産業普及指導員が漁業協同組合の各種部会や漁業研究会などを通じて経営改善と技術の普及に努めてきた。小中学生に対しては、後継者の確保・育成対策の一環として、県や漁業士会、漁業研究会などが実施する少年水産教室や漁業体験学習を通じて、漁業に対する理解を深め、漁業就業への啓発を図っている。

本県沿岸漁業における漁家女性は、出漁日数とほぼ同じ日数を「陸廻り」といわれる水揚作業などの陸上作業に従事しており、女性の労働が欠かせないものになっている。しかし、女性は漁業社会において必ずしもその役割に見合った位置づけはなされておらず、男女共同参画推進法が施行されても組合員の資格を持つ女性の数は極めて少ないなど、女性の意見が漁業地域に反映される機会は少ない。

高齢漁業者については、「大洗長漁会」のように、これまで培ってきた優れた漁ろう技術と豊富な知見・経験を次世代に伝承するなど積極的な活動を行っている事例もあり、今後、このような活動を広めていくことは高齢者の生きがいの確保と地域の活性化につながると考えられる。

【目 標】

漁業就業のしやすい環境づくりを行い、生産の担い手を確保・育成するとともに、女性漁業者が安全で働きやすい就労環境の整備や高齢者の活動を促進する。

【主要施策】

- ①漁業協同組合における担い手育成機能を強化するため、漁業経営アドバイザーの設置などにより、地域の実情に応じて策定する漁業経営モデルの普及を進める。
- ②漁業就業者確保育成センターを核に、新規就業希望者へ情報を提供し、就業促進を図る。
- ③漁業内外からの新規参入を促進するため、新規許可の交付に際しては柔軟な対応を検討するほか、経営開始資金を融通するなど、参入しやすく自立できる体制づくりを進める。
- ④地区漁連や漁業協同組合が行う新規就業者の確保育成のための各種対策に対して支援する。
- ⑤地域漁業を担う指導者となる漁業士の活動を支援するとともに、漁業研究会や漁協女性部などの担い手グループを対象に、研修会、新技術の導入、他産業との交流活動等を実施し、経営感覚に優れ、幅広い視野を持った担い手を育成する。
- ⑥女性漁業者が安全で働きやすい就労環境を整備するとともに、その能力を十分に発揮できるように、女性による起業や活動の場の創出を支援する。

- ⑦男女共同参画推進法に基づき，女性漁業者の社会的地位の向上を図るため，組合の役員や各種委員会・協議会等委員への就任を支援する。
- ⑧漁家子弟や女性漁業者が就業しやすい環境づくりの一環として，家族経営協定の締結を促進する。
- ⑨漁業体験学習の指導者など，高齢漁業者が培ってきた豊かな技能と知見を活用して，退職した後も生きがいを持って働ける就業機会を創出する。
- ⑩高齢化社会の到来に対応した担い手として，定年後，就漁又は帰漁を希望する者に知識と技術を伝授する講習会を開催し，それらの就漁を促進する。
- ⑪小中学生を対象とした漁業体験学習を実施し，漁業の魅力や産業としての重要性の理解促進，併せて漁業就業の促進を図る。

第2章 水産資源の持続的な利用

【基本方向】

水産業・漁業地域の持続的な発展を図るため、適切な資源管理・漁獲管理とあわせて、積極的な資源の添加を図る栽培漁業などを進めるとともに、その基礎となる調査研究・技術開発や、活力と潤いのある漁港地域や生産性の高い漁場の整備を進める。

第1節 資源管理型漁業の推進

【現状と課題】

水産資源は、鉱物資源などと異なり、自然に再生産するという特性を持つことから、資源を適正に管理することにより、持続的な利用が可能となる。

しかし、漁獲性能の向上による漁獲圧力の増大や漁場環境の悪化等により、多くの水産資源は減少傾向にあり、資源の持続的利用を図るには、法令による規制ばかりでなく、漁業者自らが行う資源水準に見合った操業方法の工夫など、広範な視点から資源を管理する必要がある。こうしたことから、水産資源の適正な管理・利用を目的とした資源管理型漁業が全国的に進められてきた。

本県においても、貝桁網漁業における鹿島灘はまぐり等二枚貝の漁獲調整、固定式刺網漁業における漁具及び操業期間の規制など、漁業者による自主的な取り組みが行われている。

これら漁業者の自主的な資源管理の取り組みとともに、平成9年からはTAC（漁獲可能量）制度による漁獲量の管理、平成13年からはTAE（漁獲努力可能量）制度による出漁日数等の漁獲努力量の管理が行われ、さらに緊急に資源の回復を図る必要がある魚種については、資源回復計画を作成して資源回復措置が図られているところである。

資源管理は、漁具や漁場等の規制を主な手段とするため、一時的とはいえ漁獲量の減少を余儀なくされるなど、漁業経営上の負担となる場合が多いことから、多数の漁業者の合意形成を図るには、信頼性の高い資源評価、管理計画及び効果予測を提示する必要がある。そのためには、対象となる水産資源の生態などに関する調査・研究を一層充実させる必要がある。

また、今後、水産資源の管理を強化していくためには、本県のみならず、同じ資源を利用する他県の漁業者とも連携を図ることが必要であり、TAC・TAE制度による管理を

効果的に組み合わせる行かなければならない。

さらに、従来の規制だけではなく、漁獲物の品質管理や漁獲時期の工夫等による魚価の向上対策を講じたり、コストの削減等を図ることにより、漁業者の経済的負担を軽減し、資源管理型漁業を実践しやすい環境づくりが必要となっている。

【目 標】

水産資源の持続的な利用を図るため、信頼性の高い資源評価や効果予測に基づく、効果的な資源管理型漁業を推進する。

【主要施策】

- ①水産資源の特性や現状を踏まえ、TAC・TAE制度や資源回復計画制度等を効果的に組み合わせることにより、資源を適正に管理しつつ、利用する体制を構築する。
- ②ヒラメや鹿島灘はまぐり等を対象にこれまで実践されてきた資源管理型漁業の取り組みについて、引き続き推進するとともに、資源管理効果の評価を行う。
- ③急激に資源量が減少している場合など、速やかに資源の回復措置を講じる必要がある魚種は、資源回復計画を策定するとともに、必要に応じ、計画の実施について支援する。
- ④漁業者の資源管理型漁業への積極的な参画を促すために、精度の高い資源評価に基づく管理計画及び効果予測を行う。
- ⑤操業方法等の改善による漁獲物の品質向上を促すとともに、漁獲物のブランド化等を通じて魚価の向上を図る取り組みを支援する。
- ⑥広域的に利用される水産資源については、国、関係県等と共同で資源管理体制の構築を図る。

第2節 栽培漁業の推進

【現状と課題】

栽培漁業は、魚介類の生活史において最も減耗の激しい卵、稚仔魚の時期を人為的に管理育成した後に種苗として放流し、資源管理を行いながら漁獲回収を行うものであり、本県では、栽培漁業基本計画を策定し、その推進に努めている。

現在、第5次の基本計画に基づき、栽培漁業センター等において、ヒラメ、スズキ、アワビ、鹿島灘はまぐり等の種苗を大量生産し、放流を実施している。その結果、アワビでは放流経費の数倍の生産金額が上がり、栽培漁業の経済効果が定着し、また、ヒラメでは、

ほぼ安定した生産技術のもと、漁獲物中に放流魚が近年1割程度混獲されるなど一定の効果が得られるようになった。

一方、スズキ、鹿島灘はまぐり、ムラソイ、ホシガレイは、それぞれ基礎的な技術の開発段階から事業化検討段階にあり、栽培漁業の経済的な効果を検討するまでには解決すべき技術的課題が多く残されている。

このように、栽培漁業は未だ発展途上にあり、生態系への配慮、経済性や期待される放流効果等を考慮して、放流場所や方法、サイズ等を検討し、より適切な放流が可能となるよう技術開発を進めていく必要がある。

栽培漁業には多額の経費がかかるうえに、魚価の低迷に伴い、経済面での放流効果の低下が懸念され、今後、ますます種苗生産コストの削減が課題になると考えられる。また、ヒラメなど栽培漁業の経済効果が明らかになってきた魚種については、遊漁を含めて、受益の程度に応じた負担が公平になされる体制づくりが求められている。

【目標】

期待される放流効果や経済性を考慮して、対象種や事業内容の重点化を図り、できるだけ早く放流効果を実証段階までに高めるとともに、適切な受益者負担のあり方を検討し、より効果の高い栽培漁業の実現を目指す。

【主要施策】

- ①ヒラメ種苗の体色異常発生率の一層の低減や漁獲された放流魚の価格向上対策など、経済効果の向上を図る取り組みを推進する。
- ②スズキは、涸沼への種苗放流により、広い範囲で漁獲されることが明らかとなってきたので、経済的な効果や受益の範囲の算定に向けた調査を進める。
- ③アワビは、資源添加効果のより高い放流方法等の普及を行う。
- ④資源が減少傾向にある鹿島灘はまぐりについては、生産・放流技術に関する調査と開発に重点的に取り組む。
- ⑤ムラソイやホシガレイについては、種苗の量産を目指して基礎的な技術の開発を進める。
- ⑥放流にあたっては、天然資源への影響を避けるため、遺伝的多様性の保持や疾病の予防等生態系に配慮する。
- ⑦栽培漁業の採算性を向上させるため、飼育方法の改善や新たな栽培技術導入などにより、生産経費の削減を図る。

⑧放流魚を利用している漁業者あるいは遊漁船業者や遊漁者が、それぞれ公平かつ適切な受益者負担ができる体制を検討する。

第3節 先進的な調査研究・技術開発の推進

【現状と課題】

マイワシ資源の減少、シラス来遊量の変動、鹿島灘はまぐり新規加入資源の減少など、本県水産資源の多くは低水準、不安定な状況が続いている。さらに、魚価の低迷や燃油価格の上昇など、漁業経営は厳しい状況におかれている。

このような状況に対処するため、資源動向を的確に把握し、保存、管理する利用体制を確立することが求められている。

また、計画的、効率的な操業を支援するため、資源の来遊・分布状況、海況情報等調査で得られた海域情報の迅速な提供や、人工衛星画像データを取り入れるなど、より精度の高い漁海況予測技術の開発が求められている。加えて、栽培漁業による資源添加、増殖場造成等による漁場造成、未利用魚種の活用による資源の有効利用も必要とされており、本県水産業が次世代に向けて発展するための広範な技術開発が課題となっている。

一方、水産資源を育む海洋環境は、多種多様な生物が生息する場であるとともに、県民にとってもかけがえのない貴重な財産である。しかし、海洋環境は、気候変動等による変化のほか、開発行為等の影響を受けた海岸侵食の進行など、さまざまな変化が見られることから、水域環境の観測体制の強化や、保全、改善策の検討が求められている。

また、調査研究で得られた情報及び結果や成果は、「食」、「環境」、「健康」など県民生活に関する重要な情報が含まれていることから、「海」や「魚」に関わる総合情報集積基地として県立試験研究機関に対する期待は広がってきているとともに、その使命は重要性を増している。

【目標】

水産資源の適切な評価を行い資源の持続的利用を図るとともに、生産活動への支援のため、漁海況予測精度の向上や、低未利用資源活用方法の開発などを進める。また、海洋環境変動状況などの把握・情報提供を行い、「海」、「魚」の監視及び情報発信を推進する。

【主要施策】

- ①水産資源の持続的利用を図るため、イワシ、サバなどの浮魚類、ヒラメ、カレイ類、アンコウなどの底魚類について、推定資源量を科学的に把握することにより、適切な資源管理方策を漁業者に提示する。
- ②漁業経営の安定に資するため、リモートセンシング技術などの先端技術を利用して、本県沖合における親潮系冷水、黒潮系暖水の動態を把握することにより、海洋環境変動機構の解明、水産資源の加入変動機構の解明を図り、本県海域における来遊量予測、漁場形成予測のため漁海況予測精度の向上を図る。
- ③カタクチイワシやカレイ類等重要水産資源について、耳石日周輪を用いた成長履歴の分析による資源構造の解明を進める。
- ④新たな資源の加入が見られない本県特産の鹿島灘はまぐりについては、引き続き現存量を的確に把握し、資源管理を促進していくとともに、種苗放流技術開発を行い効果的な資源添加方策を検討する。
- ⑤安全・安心な水産物を提供するため、地元の水揚げされる魚、いわゆる「地魚」の一層の品質向上を目指した鮮度保持や産地市場の衛生管理の高度化などの技術開発を行うとともに、貝毒発生状況などを定期的に測定し情報を提供する。
- ⑥底魚類、ホッキガイなどの未利用資源や食用利用の少ないカタクチイワシ資源の有効利用を図るため、加工方法や鮮度管理手法の開発を行う。
- ⑦操業の効率化、経費削減を図るため、新しい操業方法の検討及び新技術の導入・開発を進める。
- ⑧人工魚礁漁場や増殖場造成のための適地選択調査、効果把握のための研究を進める。
- ⑨「海」、「魚」の情報基地として、水温、水質、底質、藻場、赤潮などを指標に、長期にわたる環境変動状況を把握するとともに、主要漁港のリアルタイム画像・水温情報や、漁海況、資源状況について、漁業無線局を情報発信の起点として位置づけ、漁業者の安全航行のための無線業務のほか、これら様々な「海」、「魚」に関連する情報提供業務を行う。
- ⑩県民の「海」、「魚」への理解を深めるため、研究成果や研究評価を広く一般公開する。

第4節 合理的な漁場利用の推進

【現状と課題】

本県水産資源の多くが低水準、不安定な状況が続いている中で、資源が減少している魚種は回復に向けた施策を実施し、アワビやホッキガイなど資源にある程度余裕のあるものについては、利用を促進することにより漁業経営の安定を図る必要がある。

本県の沿岸漁業では、就業者の高齢化が進んでおり、例えばアワビ漁業では、新規参入がない場合、10～20年後には採捕従事者がいない漁業地域が生じる可能性があることから、就業構造に対応した漁業免許や許可の体制といった制度の見直しを行う必要がある。

これまでは船びき網漁業への依存度が非常に高い状況が続いてきたが、近年、シラスの不漁が続いたことに伴い、多くの漁業種類を資源状況や漁場形成状況に応じて組み合わせるといった、いわば本来の沿岸漁業経営のあり方にもどりつつあることから、今後、資源量に余裕がある魚介類を利用する漁業種類については、新規許可の発給を行うことも必要である。

近年、非漁民による組織的かつ悪質な密漁が増加してきていることから、漁業取締りの役割も重要性も高まってきており、海上保安部や警察との連携を図りながら、取締りの実効性を高めていくことが重要である。

さらに、漁業者と同一の資源や漁場を利用する遊漁についても、漁場利用という全体的な枠組みの中での調整が必要な状況となっている。

【目標】

漁業就業構造の変化や資源状況に即した漁業免許や許可を行うこと等により、海面における合理的な漁場利用の確立を目指す。

【主要施策】

- ①漁業地域の維持や資源の有効利用を図るため、高齢化の進行や経営体数の減少など就業構造の変化に対応した漁業免許や許可を行う。
- ②資源量に余裕がある魚介類を利用する漁業種類については、新規許可を行う。
- ③本県と隣接する福島県、千葉県とは、資源の状況や漁業操業の実態などに即して、相互の漁業者の利益につながる入会漁業となるよう調整を行う。
- ④漁業違反の未然防止を図るため、禁止区域等における妨害礁(違反行為を妨ぐための施設)の設置について検討する。

- ⑤漁業秩序の維持および水産資源の保護を図るため、海上保安部や警察との連携を図りながら効果的な漁業取締を行う。
- ⑥漁業と遊漁船業との漁場利用協定の締結を指導し、海面の合理的利用を推進する。
- ⑦漁業と同じ資源や漁場を利用する遊漁者に対して、制度の周知を行うとともに、マナーの啓発を行う。

第5節 漁港・漁場等の整備

【現状と課題】

漁港・漁場等の整備は、良質な水産物を効率的に供給するための基盤整備や水産動植物の生育環境の保全・創造などを通じ、水産業を核とした地域社会の振興に重要な役割を果たしている。

漁港については、漁業の生産基盤として、昭和初期から5つの第3種漁港（平潟，大津，久慈，那珂湊，波崎）と19の第1種漁港の整備を、漁業のすう勢にあわせて行ってきた。

漁場については、漁場の生産力を高めるため、昭和51年から沿岸域を中心に魚礁等を投入し、天然礁の機能拡大や新たな漁場の造成等を行ってきた。

平成13年には水産基本法の制定に併せて、漁港法が漁港漁場整備法へと改められ、漁港と漁場の一体的整備を推進するほか、水産物の安定的供給ばかりでなく、都市漁村の交流の場、豊かな景観・文化を提供する場など、漁業地域の多面的機能の発揮を視野に入れた整備も施策目標の一つに加えられた。

しかし、本県の漁港においては、漁業の生産基盤としての機能が未だ十分とはいえない箇所もあり、一部箇所では施設の老朽化も目立ってきていることから、漁業地域の多面的機能の発揮を視野に入れながらも、引き続き基本的な漁港機能を整備していく必要がある。

また、概成した漁港においては、漁獲量，漁船数，就労者数の減少等に伴い、施設や用地に余裕の出たところもあることから、これらの施設等を有効に活用するため、地域のニーズに対応した新たな利活用方法を検討していく必要がある。

一方、漁場整備においては、魚礁の投入により漁獲効率が向上しており、今後も着実に整備を進めていく必要がある。また、ごく浅い海域では、一部の漁場で磯焼けや地形変化による藻場の減少が見られ、藻場の回復が求められているが、漁場整備の効果を確実にするためには、技術的にも改善の余地が残されていることから、今後その解決を図っていく必要がある。

また、これまでにヒラメ幼稚仔保育のための増殖場を2カ所造成し、さらに1ヶ所について整備中であるが、今後、栽培漁業による種苗放流との連携を強化して、栽培漁業との相乗効果による漁場の生産力向上を図る必要がある。

【目 標】

水産業の総合的な基地としての漁港及びその周辺地域の整備を進め、水産業の多面的機能の発揮に配慮した支援を行うとともに、漁場の生産性を考慮しながら、漁場の整備を着実に進め、本県漁場の基礎生産力の向上を図る。

【主要施策】

- ①引き続き、防波堤等の整備による港内・港口の静穏度の向上、漁船の大型化に対応した泊地、岸壁等の整備、用地の確保等を実施し、漁港機能の拡充を図る。
- ②機能低下または老朽化した漁港施設については、計画的に改修等を実施し、漁港利用の安全性の確保や漁港機能の維持向上を図る。
- ③海の文化継承の場や海洋性レクリエーションの場の提供など、県民のブルーツーリズムへのニーズに対応した漁港の利活用等を進める。
- ④漁港内の防波堤背後など、余裕水域でのプレジャーボート停泊整理を進めるなど、漁船の漁港利用に支障が生じない範囲で既存ストックを有効活用し、漁業地域の活性化を図る。
- ⑤漁業者等の要望や操業形態に適合する人工魚礁を設置し、漁場の拡大及び既存漁場の機能強化を図る。
- ⑥ヒラメなどの栽培漁業と連携した漁場の整備や利用を進める。
- ⑦本県の海域条件に適した手法による藻場の造成を行い、幼稚魚の育成や磯根漁場の生産力の増強を図る。

第3章 水産物流通機能強化と水産加工業の振興

【基本方向】

本県水産物流通機能の強化を図るため、水産物産地市場の統合を進めるとともに、衛生管理の強化、トレーサビリティの導入やブランド化の推進を通じて、安全・安心かつ高品質な水産物の安定供給を図る。また、消費者に選ばれる水産加工品をめざした製品開発や販売力対策、PRの強化などにより、水産加工業の振興を図る。

第1節 水産物流通の改善

【現状と課題】

本県で水揚げされる漁獲物は、沿海地域においては、平潟、大津、久慈、那珂湊、大洗、鹿島及び波崎の計7ヶ所の水産物産地市場と、3ヶ所の小規模産地市場を拠点として流通している。

まき網漁業により漁獲され、取扱量の9割近くを占めるカタクチイワシやサバ類などは、餌料向けや加工原魚として冷凍加工され、鮮魚での流通は少ない。また、沿岸小型船の主要漁獲物であるシラスは、地元の加工業者によりシラス干し等に加工された後、量販店や各地の消費地市場に出荷されている。底びき網、刺し網、釣り等で漁獲されるヒラメ、カレイ類等は、鮮魚や活魚として首都圏に出荷されている。

一方、河川や湖沼などの内水面地域では、産地市場は形成されておらず、漁業者や養殖業者が直接取引のある仲卸問屋や水産加工業者に引き渡すなどの相対取引で流通している。

各産地市場においては、水揚げの減少に伴う品揃えの貧困化や市場規模の縮小に加え、仲買人の減少、輸入水産物の増大などから、水揚量の変化に応じた適正な価格形成がされず、そのことがさらに市場の集荷力を低下させてしまうなど、水産物の円滑な流通と合理的な価格形成という産地市場としての機能が低下してきている。

このため、各水産物産地市場の統合や連携によって集荷力や市場での買参権を拡大し、市場機能の強化を図りながら水産物の流通体制を維持していく必要がある。また、全国各地で産地ブランドの競合は今後ますます激しくなると考えられ、さらにIT（情報通信技術）を利用した生産者による直接販売の増加や、卸売市場法の改正による流通の多様化の促進など時代の変化に対応するため、新たに各市場毎の販売・営業部門の強化と市場ブランドの確立に向けた取り組みが必要である。

また、これまで本県では、食の安全を確保するための十分な設備を導入した水産物産地市場はなく、これらにおける衛生管理体制の整備について積極的に進めていく必要がある。

【目 標】

本県水産物の流通機能を強化するため、水産物産地市場の統合や連携による価格形成機能の向上や生産者の販売力の強化を図るとともに、衛生管理体制の整備推進を図る。

【主要施策】

- ①買受人の流動化・新規参入の促進による漁獲物の集荷力や価格形成能力の向上などの産地市場の機能を強化し、漁獲物の安定供給に努める。
- ②水産物の鮮度保持を図るため、先進的な製氷・貯氷施設、海水冷却装置などの整備を推進する。
- ③水産物産地市場における清浄海水の導入など、H A C C P等に対応した高度な衛生管理のための施設や体制の整備を推進する。
- ④漁港毎に設置されている水産物産地市場を主要な数カ所に統合することによって、集荷量及び品目数の充実を図るとともに、業務コストの削減に取り組む。(再掲)
- ⑤統合産地市場においては、仲買人のオープン化と新規参入の促進を図るとともに、主要な魚種については県内統一規格を作成するなど、電話等で市場から離れた場所からでも入札が可能なシステムを検討する。(再掲)
- ⑥漁業協同組合自身が買参権を取得するなどして、大規模小売店や地元飲食店等への新規流通ルートの開拓や、直販及び他業種との協調によるネット販売等の取り組みを促進する。(再掲)
- ⑦県民が新鮮で安全な本県産水産物を身近な食材として求められるよう、漁港周辺における直販施設の整備など、新たな事業展開を検討する。

第2節 安全安心な水産物の供給

【現状と課題】

B S E問題や食品の偽装表示を契機に、消費者の食品に対する品質や安全性、信頼性に対する目は厳しさを増し、購買行動の大きな要素となっている。

こうしたことから、食品の表示制度（J A S法）や製造物責任法（P L法）の遵守、さらには、「茨城県における食品の安全確保アクションプラン」に基づき、H A C C P方式

による品質衛生管理手法の導入などを進めてきたが、産地で取り扱う魚介類について、さらなる品質・衛生面での管理向上を図る必要がある。

さらに、近年は、消費者も食品の生産流通履歴情報を強く求める傾向が見られており、トレーサビリティによる商品情報の管理が生産者、流通業者に求められている。

安心な水産物としての地産地消が拡大する一方、消費形態の変化から、量販店における総菜部門においても、水産加工品の安全性はより求められるようになっている。

また、消費者の異物混入への過剰ともいえる反応もあり、水産物の生態についての正しい知識の不足によるものも一因にあると考えられることから、水産物にかかる正しい知識の啓発も必要である。

【目標】

衛生管理方法の徹底やトレーサビリティの導入などを通じて、安全・安心かつ高品質な水産物を安定的に供給する。

【主要施策】

- ①HACCP方式等により、各水産物産地市場、水産加工業者の実情にあった高度な衛生管理手法の導入を促進・支援する。
- ②水産加工品の安全性・品質確保のため、製造工程における金属片の探知など異物混入検査機器等の整備を支援する。
- ③消費者が本県水産物を安心して求めることができるよう、主要な魚種について、流通形態に合わせた、トレーサビリティの導入を進める。
- ④漁獲直後から水揚げ、出荷に至るまでのよりよい鮮度保持技術を開発し、本県産漁獲物のさらなる品質向上を推進する。
- ⑤消費者に対して、品質衛生管理、トレーサビリティ等に関する基本的な情報を提供することにより、本県水産物・水産加工品への理解が深まるよう支援する。
- ⑥安全・安心な水産物を提供するため、貝毒発生状況などを定期的に測定し情報を提供する。(再掲)

第3節 ブランド化と消費拡大対策

【現状と課題】

本県で水揚げされる水産物のうち、アンコウは「あんこう鍋」とともに本県を代表する

県産品のひとつとして全国にその名を知られるようになった。

アンコウ以外にも、鹿島灘はまぐりや涸沼のシジミ、久慈川のアユ、あるいは霞ヶ浦北浦のワカサギやテナガエビなど、本県が全国でも有数の生産量を誇る魚介類は数多い。また、沿岸で漁獲される「常磐もの」と呼ばれるヒラメやスズキ、霞ヶ浦北浦の天然ウナギなどは、関係者の間で高く評価されている。しかし、こうしたことは一般消費者には理解されておらず、本県水産物の正しい評価を定着させていく必要がある。

一方、産地では、景気の低迷や他の食品との競合、流通販売体制の変化等による魚価の低迷に水産資源の減少が輪をかけ、生産金額が大幅に低下しており、漁業経営に深刻な影響を与えている。

このようなことから、今後は、水産物のブランド化を含めた販売戦略を講じ、本県で水揚げされる水産物の評価向上と、生産者の価格形成能力を高めていく必要がある。

一方、消費拡大対策としては、水揚量のうち、県内で販売、消費される量が少ないことから、地産地消を進めていく必要がある。また、本県の特徴としてイワシ類など非食用向け利用割合の高い水産物が多いことから、こうした魚介類を食用向けに利用していくことや、水産加工品としての開発支援することにより、魚価の向上を目指していくことも重要である。

水産加工品については、国内漁獲量の大幅な減少や量販店主導による価格の抑制などから、安く安定した原料供給の可能な海外原料への依存がますます進む傾向にある。

また、人件費の抑制から中国など海外へ工場を移転し、一次加工のみならず最終製品化までをすべて海外で行う業者も出てきており、地元漁業との密接な関係を保つ水産加工業者は減少しつつある。

水産加工業者は、独自のルートで各方面から原料調達を行っており、さらに原料原産地表示の義務化により加工地ではなく原料産地が注目されるようになってきていることから、水産加工品の産地ブランドを確立することが極めて困難な状況となっているが、シラスなど地元水揚げ物（前浜物）原料への依存度の高い品目を対象に、ブランド化を進めていく必要がある。

【目 標】

鮮魚や水産加工品のブランド化によって魚価のアップや付加価値の向上を図るとともに、魚食に関する積極的な情報発信や地元水産物の利用促進により水産物の消費拡大を図る。

【主要施策】

- ①漁業者又は水産加工業者の信用の維持と、水産物の競争力の維持・強化を図るため、本県農林水産物統一キャッチフレーズ「うまいもどころ」の活用のほか、ブランド水産物としての商標登録を促進する。
- ②ブランド品目の拡大を図るため、市町村や料理学校との連携による加工製品の共同開発などを進める。
- ③シラス等地元原料を使用した加工製品の品質向上とブランド化を推進する。
- ④ホッキガイの販売促進のため、漁獲から販売までの過程を再検討し、品質向上及び流通対策を進める。
- ⑤地元水産物の利用促進と地産地消を図るため、「いばらきの地魚取扱店認証制度(仮称)」を設ける。
- ⑥水産加工品を学校等給食へ供給することにより、食育と魚食の積極的なPRを促進する。
- ⑦「魚と健康の集い」や水産加工品フェアなどのイベントの開催や、インターネットの活用などにより、本県魚介類及び水産加工品に関する積極的な情報発信を行う。
- ⑧茨城沿海地区漁業協同組合連合会及び各漁業協同組合等に営業担当者を配置するなどして、魚価向上のために必要な企画力・営業力・販売力を獲得できるよう、関係者を対象とした研修制度を設ける。

第4節 水産加工業の経営基盤強化

【現状と課題】

水産加工業の状況は、原材料の資源減少や価格高騰、加工施設の近代化・高度化のための設備投資、消費者ニーズに対応した製品づくりなどの課題に加え、国内・海外品との販売競争の激化により、製品の低価格化が進み、製造コストを吸収する収益を上げにくい構造が続いており、総じて水産加工品の生産量や生産額も漸減傾向にある。

また、BSE問題など食の安全に対する関心の高まりから、より高度な衛生管理が求め

られているが、中小零細な経営体が多く、その導入は進んでいない。

各経営体は、経費の節減や管理コストの削減等の自助努力を行っているが、それだけでは補えない厳しい経営環境により、経営体数は年々減少しており、地域産業として弱体化や、地域独自の加工技術の減退などが懸念される。

水産加工業が抱える「原材料調達」、「価格品質競争」、「利益率の向上」などの解決策として、加工品のブランド化や高齢化社会に対応した機能食品など付加価値商品の開発推進や、直販やインターネットの活用、観光や飲食業界などと協業した販売方法の多様化の確立などが有望である。

さらに、伝統ある地域産業として、既存の水産加工品との差別化を図り、「消費者に選ばれる水産加工品」を目指した販売戦略やPRの強化を図ることが急務である。

これら本県水産加工業が抱える諸課題を解決するためには、水産加工業協同組合や水産加工業協同組合連合会が中心となって組織的に取り組むことが必要であるが、その組織基盤が脆弱であり、組織強化が求められている。

そのような中、霞ヶ浦北浦地区では、5加工協と1連合会が合併して、組織強化への取り組みが始まっている。

【目 標】

安全性や消費者のニーズを反映した生産供給の取り組みを加速させるとともに、付加価値製品の開発を推進し、「消費者に選ばれる水産加工品」を目指すとともに、水産加工業協同組合の基盤強化を図りながら、積極的な販売戦略やPR強化を図る。

【主要施策】

- ①地元飲食店や旅館等の地産地消、インターネットを活用した販売、加工協や組合員等が参加する移動販売や直販の展開、消費者団体・飲食業との意見交換会によるニーズの掘り起こしなど、販売ルートの多様化を促進する。
- ②付加価値のある水産加工品を開発するため、素材の機能性や、簡便性、パッケージ、商品企画等も含めた、販売店や消費者ニーズに即した新製品開発を促進する。
- ③イワシ等多獲性魚の付加価値の向上を図るため、これらを活用した水産加工品の開発を支援するとともに、水産製品品評会の開催等により、水産加工業者の競争力を高める。
- ④HACCP方式の導入等衛生管理の推進とトレーサビリティに対応した流通体制の構築により、安心して安全な加工品の生産流通の支援を行う。また、加工関連施設の共同化、

原魚や資材の共同購入等による安定した生産を支援する。

- ⑤経営の合理化と省力化を推進するとともに、在庫品や半製品、原材料の適正化に取り組むための制度資金の活用を推進する。
- ⑥労働力確保に向けた作業環境の向上、新規従事者獲得のためのPRや、後継者育成のための研修・交流等の活動を支援する。
- ⑦組織基盤強化や大規模な事業展開を実現するため、沿海地区の水産加工業協同組合の合併を促進するとともに、単協の業務を補完する水産加工業協同組合連合会の機能強化を進める。

第4章 霞ヶ浦北浦などの内水面水産業の振興

【基本方向】

霞ヶ浦北浦及び河川等の内水面水産業の振興を図るため、つくり育て管理する漁業や漁場環境の保全の推進、漁協合併などを進めるほか、コイ網いけす養殖業については、試験研究に裏付けられた新たな仕組みによる再開を目指す。また、地域の活性化を図るため、遊漁などを通じた自然とふれあう機会の創出や希少魚種の保存などを進める。

第1節 霞ヶ浦北浦における漁業・養殖業の振興

【現状と課題】

霞ヶ浦北浦では、ワカサギ、エビ等を対象に、張網漁業、わかさぎ・しらうおひき網漁業、いさざ・ごろひき網漁業などの漁業と、網いけす養殖業が営まれている。霞ヶ浦総合開発事業の進展、周辺地域の都市化や水生植物帯の減少など、漁場環境の変化により、霞ヶ浦北浦の漁獲量は、昭和53年の約17,000トン进行ピークにその後減少しており、現在は、年1,400トン程度になっている。

ワカサギ、エビ等の有用水産資源が減少する一方で、近年、アメリカナマズ等の外来魚が急激に繁殖しており、その食害等による、有用水産資源への悪影響が問題となっている。このため、平成8年度から外来魚の駆除による生態系の維持に努めている。

また、網いけす養殖業は、「つくり育てる漁業」の一環として昭和40年代当初に導入され、ピーク時には年間8,000トンを超える生産量をあげてきた。その後、需要の減退による魚価の低迷と湖の水質汚濁負荷軽減対策として、網いけすの自主減面（生産施設の撤去）やヘラブナ等への魚種転換、水質汚濁負荷の少ない低タンパク餌料の導入などを行い、近年は5,000トン程度の生産が続いていたが、平成15年10月に発生したコイヘルペスウイルス病の発生以降、網いけすでのコイ養殖は休止状態となっている。

一方、近年では余暇を楽しむためのレジャーの多様化が進み、一般県民も幅広く霞ヶ浦北浦を利用するようになった。特に、一時期急増したブラックバス釣りにより、漁業者とのトラブルが頻発し、レジャーとしての湖面利用者と漁業関係者双方が共存できるための話し合いの場が設けられた。しかし最近、その形態が、釣りや水上バイクなど、さらに多様化しており、マナー向上や規則等の遵守が課題となっている。

【目 標】

霞ヶ浦北浦の漁業については、有用魚種の生息環境の改善などにより水産資源の増大を図るとともに、水産資源を適切に管理し、安定した漁獲量を確保する。また、コイの網いけす養殖業については、生産出荷体制の再構築等を図ることにより、適正規模の養殖業を目指す。

【主要施策】

- ①適正な資源管理方策を検討することにより、自主的な取組による資源管理を促進する。
特に資源量の減少の著しい重要魚種については、資源回復計画を策定する。
- ②知事許可漁業の定数制、操業期間、操業区域の見直し等、許可制度の再構築を検討するとともに、漁業調整及び漁業取締の実施により、漁業秩序の維持を図る。
- ③ウナギの種苗やワカサギ卵の放流事業を支援するとともに、より効果的な放流手法や放流技術を検討する
- ④魚類の産卵場や稚魚の保護育成場としての機能のほか、水質浄化機能をもつ水生植物帯の造成を行うとともに、漁業関係者主体の水生植物帯の保護・保全活動を支援する。
- ⑤ブルーギル、アメリカナマズ等の外来魚の駆除を進めるとともに、これら外来魚を含めニゴイ、ハス、ハクレンなどの未利用魚の有効利用を進める。
- ⑥コイの網いけす養殖業の再開を図るため、鮮魚、加工による出荷体制を再構築するとともに、持続的養殖生産確保法に基づくまん延防止対策を講じた活魚出荷体制について検討するほか、生産規模、生産体制の見直しを図る。
- ⑦魚類等の漁獲により、窒素、リンを除去し、湖の富栄養化防止を図る。
- ⑧漁業関係者と他の湖面利用者との協議会の開催等により、円滑な利用調整を図る。

第2節 組織基盤の強化と人材の確保・育成

【現状と課題】

霞ヶ浦北浦の漁業協同組合の多くは、漁業権の管理や漁業調整等の指導事業や霞ヶ浦漁業協同組合連合会と連携した増殖事業等を行っているが、専従の職員がおらず、漁業協同組合長等の役員が事務局を兼務しているため、新たな事業を展開することは困難な状況にある。

このため、漁家経営や漁協経営の安定化、活性化を図るには、漁協合併により組織を拡

大・強化し、漁業協同組合が積極的に事業展開を行えるようにすることが必要である。

また、霞ヶ浦・北浦地域の漁業就業者の年齢構成は60歳から70歳代が全体の約6割を占めており、新規の漁業就業者は、定年退職者等の壮年・高齢者層の参入が若干みられるものの、若年齢層の参入はほとんどない。このため、漁業就業者の減少と高齢化が加速しており、漁業協同組合の組織基盤を弱体化させている。

漁業経営体の労働力は、家族労働が大半を占めており、パートナーである女性就業者は操業時や水揚げ時の作業において重要な役割を担っている。

今後、漁業協同組合組織を安定的に持続していくためには、新規漁業就業者や高齢化の対策とあわせて、女性漁業就業者の活躍の機会を増やし、漁業協同組合組織の強化が必要となっている。

【目標】

霞ヶ浦、北浦両地域の広域漁協合併を推進し、漁業協同組合組織の安定化・活性化を図るとともに、生産活動の振興及び就業者の確保育成のみならず、環境貢献、地域振興への取り組みを促進する。

【主要施策】

- ①漁業協同組合の組織強化を図るため、霞ヶ浦、北浦両地域とも各1つの広域漁協づくりをめざし、漁協合併を促進する。
- ②漁業協同組合役職員の啓発指導や研修会を開催し、積極的に事業展開のできる漁業協同組合機能の向上にむけて支援・育成する。
- ③漁獲物の安定供給や魚価の適正化を図るため、共同出荷の取り組みについて検討する。
- ④地元市町村やJAなどと連携した鮮魚販売や漁船を利用した観光事業等への取り組みを促進する。
- ⑤新規就業希望者等を対象とした就業情報の提供、研修会等を開催し、人材の確保育成を図る。
- ⑥高齢漁業関係者に対し、長年培われた知識や経験と確かな技術を活かし、生きがいつくりや地域社会に貢献できるような、一般県民を対象とした漁業体験や、環境教育等における活動の場を提供する。
- ⑦中堅、女性漁業就業者に対し、漁家経営向上を図るために漁業団体が行う研修等に支援するとともに、地域の漁業を担うリーダーを育成する。

⑧漁業者等に対し、救命胴衣の着用等、自己救命対策に関する啓発普及を行い、安全・安心な操業体制を確立する。

第3節 消費拡大対策と水産加工業の経営基盤の強化

【現状と課題】

霞ヶ浦北浦周辺地域は70社余りの水産加工業者があり、佃煮、煮干し、焼きもの等、年間約4,000トンの販売量をあげる全国有数の佃煮等の産地となっている。また多品種少量生産と生鮮漁獲物をそのまま加工するという「生炊」がこの地域の水産加工業の特徴である。

しかし、近年の水産加工品の販売量については、食生活や嗜好の変化などに伴い、全体的に漸減傾向にある。このため、伝統的加工食品としての効果的なPRや、子供を対象とした食育活動などを通じて、霞ヶ浦北浦地域の水産加工品の消費拡大対策が必要となっている。

また、食品の安全・安心に対する消費者の要請はますます高まっており、生産、流通過程において品質管理の徹底を図る必要がある。

さらに、霞ヶ浦北浦における漁獲量が減少していることに伴い、近年の加工原魚は移入・輸入への依存度が高まってきている。このため、水産加工業者らによる共同購入等により効率的・安定的に原魚を確保する対策が必要である。加えて、未利用魚の活用により、生産規模の拡大と消費流通の拡大が望まれる。

当地域の水産加工業者の経営規模は比較的小規模であるため、様々な課題に取り組む基盤が脆弱である。このため、合併により基盤を強化した霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合を中心として組織的に様々な事業の推進に取り組むことが必要となっている。

【目 標】

消費者ニーズに対応した流通形態の導入を図るとともに、霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合を中心に、地産地消や販路開拓、PRなどに対し、組織的な取り組みを進める。

【主要施策】

- ①本県農林水産物統一キャッチフレーズ「うまいもんどころ」を中心として各種イベント等でPRに努め、消費拡大を図る。
- ②学校給食への水産加工品の供給による若年層の消費の開拓など、地産地消の取り組みを推進するとともに、新たな販路の開拓を促進する。

- ③試験研究に基づき、生産流過程における品質管理についての啓発指導を行う。
- ④トレーサビリティやHACCP方式の導入など、消費者ニーズに対応した流通形態の導入を促進する。
- ⑤水産関係の制度資金の活用により、高度な衛生管理手法に対応した加工施設の整備や加工原魚の共同購入等を支援する。
- ⑥漁業者と水産加工業者が一体となった原魚の品質向上の取り組みを促進する。
- ⑦未利用魚の有効利用を図るため、試験研究に基づく技術指導を行うとともに、未利用魚の流通加工を行う水産加工業者の取り組みを支援する。
- ⑧水産加工業協同組合青年部の研修・交流等の活動を促進し、後継者の育成を図るとともに、効果的な情報発信や消費者ニーズの把握及び未利用魚の活用などに対する組織的な取り組みを支援する。
- ⑨他業種との交流の推進など、生産性の向上、販売手法の工夫等を図る取り組みに対し支援する。
- ⑩加工業者から提案された技術的課題に対し、加工試験・加工工程の改善試験等を実施し、課題解決の支援をするとともに、業者のニーズに応じた分析・依頼試験等の技術相談、技術情報の提供・普及を行う。

第4節 河川・湖沼における漁業の振興

【現状と課題】

本県の河川・湖沼における漁業としては、瀬沼におけるシジミ漁、利根川におけるシラスウナギの特別採捕、久慈川、那珂川、鬼怒川におけるサケの特別採捕などが行われ、養殖業では県北部の山間地帯を中心に、ヤマメ、ニジマス等の養殖が行われている。

また、アユについては、漁業資源として利用されるとともに、遊漁の対象としても人気が高いことから、県内外から毎年多くの釣り人が久慈川、那珂川、大北川などに訪れている。

しかし、開発行為や治水に伴う河川改修や護岸整備、さらには生活排水による水質の悪化などにより、水産資源の減少が懸念されている。

さらに、近年ではブラックバスやブルーギル、アメリカナマズ等の外来魚の増加による生態系の攪乱や、カワウの増加によるアユ等の有用魚種に対する食害が深刻化している。

また、シラスウナギやシジミ、サケなどを目的とした悪質な違法採捕者も後を絶たない

状況にあり、各漁業協同組合ともこれらの対応に苦慮している。

内水面漁業・養殖業は、多様な淡水魚介類の供給を通じて地域性豊かな食生活に寄与するとともに、遊漁などによる自然とふれあう機会の創出の機能や、自然環境保全の監視役としての機能を有しており、いずれも重要な役割を担っている。しかし、内水面漁業協同組合のほとんどは極めて零細な規模にあるため、環境保全などの地域に貢献する活動や遊漁者のニーズに充分対応できる状況にはない。

内水面の漁業権には増殖義務が課せられており、これまで種苗の放流等を行ってきたが、今後は、冷水病等の魚病のまん延を未然に防止したり、遺伝的多様性の保全にも配慮した種苗の放流に努める必要がある。また、漁場環境の保全については、関連機関との連携を図りながら、魚類にとって好ましい環境となるよう、魚道等の整備を進めていく必要がある。

外来魚による食害対策については、特定外来生物法（「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止等に関する法律」）が平成17年6月に施行されたことに伴い、さらなる被害防止を効果的に進めていく必要がある。また、カワウについては、その分布域の拡大と個体数が増加していることから、漁場への飛来防止や駆除が必要となっている。

内水面養殖業については、県北部の山間地帯の清浄な河川水を用いてヤマメ、ニジマス等の冷水性魚類の養殖が営まれ、食用、放流用に出荷されている。しかし、経営規模は小さく、需要の低下や経営者の高齢化に伴い、経営体数の減少が進んでいる。このため、消費拡大等の対策を進めるなどして、新規参入者を増やす方策を進める必要がある。

【目 標】

水産資源の維持増大を図るとともに、遊漁などを通じた自然とふれあう機会の創出、希少魚種の保存などにより、健全な内水面水産業の振興と地域の活性化を目指す。

【主要施策】

- ①アユ、ヤマメ、ウナギ、サケ等の重要魚種の放流や、産卵場の造成、遡河性魚類のための魚道整備を促進する。
- ②シジミやアユ等のブランド化を進めるとともに、シジミについては、資源管理の意識を高めるため、資源管理方針の策定を指導するとともに、市場による一元集荷などについて検討する。
- ③冷水病と遺伝的多様性に配慮した県内産アユ放流用種苗の生産技術開発を推進するとと

もに、天然アユの資源増大を図る方策を検討する。

- ④県内外から訪れる遊漁者が、トラブルなくレクリエーションを楽しめるよう、関係機関と連携して内水面漁業等に関する規則等の広報や本県河川の魅力をPRする。
- ⑤カワウによる食害防止を図るため、調査に基づく駆除等を行う。
- ⑥在来資源の維持・増大を図るため、ブラックバス、ブルーギル等の外来魚の駆除対策を進める。
- ⑦県北部の山間地帯の振興を図るため、河川や人造湖における遊漁方策を検討するとともに、遊漁関連施設の整備を推進する。
- ⑧内水面に生息する希少水生生物の生息域の環境調査と保護活動を進めるとともに、希少生物の保存を行う。
- ⑨県北部の山間地帯の地域振興を図るため、冷水性魚類養殖業者の組織強化を推進する。
- ⑩内水面水産試験場県北支場で系統保存している放流用種苗として需要が多い河川残留型ヤマメを用いて地域振興を図る。
- ⑪シラスウナギやシジミをねらう組織的密漁者や、アユやサケを対象とする悪質な遊漁者による違法採捕については、警察との連携を図りながら効果的な漁業取締を行う。
- ⑫漁業法違反の未然防止を図るため、禁止区域等における妨害礁（違反行為を防ぐための施設）の設置について検討する。
- ⑬内水面の漁業協同組合が、増殖事業や漁場環境保全等の期待される役割に十分対応できる組織体制となるため、1河川1漁協の構築等漁協合併を検討する。

第5節 先進的な調査研究・技術開発の推進

【現状と課題】

本県の内水面漁業は、霞ヶ浦北浦、澗沼等の湖沼や、利根川、那珂川、久慈川等の豊かな自然に恵まれた河川などで営まれ、全国有数の漁業生産をあげてきた。

しかし、近年は治水・利水事業による湖沼・河川形態の変化、流域の都市化による水質の悪化など、水生生物を取り巻く環境は大きく変化し、外来種の侵入・定着も生態系に深刻な影響を及ぼしていることから、有用種の漁獲量は減少傾向にある。

このため、湖沼・河川の形状形態、水質等の生息環境や餌料、競合種等が水産資源に及ぼす影響を評価し、これを踏まえて環境の保全や再生を図る必要がある。

また、水産有用種については、資源生態の特性に合わせ、産卵場環境の保全・修復、種

苗放流，資源管理型漁業などの資源維持増大策を講じる必要がある。

県北地域には，絶滅が危惧されている「無紋ヤマメ」や，常陸太田市指定の天然記念物「里美イワナ」のほか，大卵系カジカなどの希少魚種が生息している。このため，これら希少種の生息状況について継続的な調査・研究を行い，種の保存を図る必要がある。

一方，本県の天然水域において，近年，コイヘルペスウイルス病や冷水病などが発生していることから，魚類防疫対策や耐性魚の作出を進める必要がある。

そして，調査研究から得られた，川と湖の魚に関わる情報や研究成果は，「食」，「環境」，「レジャー（釣り）」など，水産関係者のみならず，県民生活にとっても重要な情報も含まれていることから，より一層の情報集積と発信が求められている。

【目標】

コイヘルペスウイルス病や冷水病などに対する魚類防疫対策を充実させるとともに，河川等の環境の保全・再生や，種苗放流及び資源管理型漁業を進めるための研究を行う。

【主要施策】

- ①コイヘルペスウイルス病対策として，霞ヶ浦北浦産天然コイ等を由来とする耐性魚の作出技術開発やプロバイオティクスなどによる病気に強い魚の生産技術開発を行う。
- ②霞ヶ浦北浦における養殖業の振興を図るため，ナマズなどの新たな魚種を対象とした養殖技術開発に取り組む。
- ③天然アユ耳石の日周輪解析を行い，近年減少傾向にある天然アユ資源の減耗要因を解明して，天然遡上アユ資源の保全対策と増殖方策を検討する。
- ④涸沼産ヤマトシジミの発生環境，生活史初期の生残機構の解明および着底期以降の資源解析を行い，涸沼産シジミ資源の持続的利用のための管理方策を検討する。
- ⑤県北域の河川について，河川流量，水質，植生，堰や魚道等河川構築物の状況など河川環境や，河川毎の希少魚種の生息状況を調査し，河川環境の保全や活用及び生物多様性の保全対策を講じるための調査を行う。
- ⑥県北部山間地帯における冷水性魚類養殖業の振興を図るため，太陽光発電などを利用した小規模省力養殖システムの開発に取り組む。
- ⑦ワカサギ，シラウオなどの仔魚の生残に影響を与えるワムシ等の餌料プランクトンの生残機構の解明に取り組む。
- ⑧ワカサギ，シラウオなどの重要資源について，資源動向を把握し随時情報提供すること

により，漁業者の自主的な資源管理を支援する。

- ⑨水生植物帯が生物生産に果たす役割について解明するとともに，水生植物帯の再生について技術的開発を行う。
- ⑩外来魚の資源動向と生態を解明し，効率的な駆除方法の技術開発を行う。
- ⑪アメリカナマズの分布域拡散の抑制技術を検討するため，バイオテレメトリー技術を用いて移動生態を解明する。
- ⑫人工衛星画像解析により，水生植物帯の分布状況，河川流域の植生，植物プランクトンの変化，白濁水の発生と漁況への影響の解明に取り組む。
- ⑬酸欠情報などを漁業者や養殖業者へ効率的に伝達するため，テレメーターなどを活用した伝達システムの確立に取り組む。
- ⑭「川と湖の魚」に対する県民の理解を深めるため，インターネットやイベント，各種メディアを利用して情報・研究成果を提供する。

第5章 海遊業の振興など水産業の持つ多面的機能の活用

【基本方向】

海遊業による漁家所得の向上や地域の活性化を図るとともに、環境保全・防災機能の充実、海や河川・湖沼にまつわる伝統的文化の継承など、水産業が持つ多面的機能を積極的に活用していく。

(注)「海遊業」とは、漁家所得の向上や地域振興に資することを目的に、漁業関係者が遊漁、マリンスポーツ、クルージング、漁業体験などのサービスの提供を行うことであり、水域や漁業地域を総合的に活用するという水産業の新たな経営種目を指し、本県独自の呼称である。

第1節 海遊業による地域の活性化と経営の向上

【現状と課題】

近年、余暇時間の増大や心の豊かさの向上、さらにはライフスタイルの多様化などにより、体験型観光やレクリエーションとして、海や河川・湖沼などの水産業と深く関わる地域が注目され、多くの都市住民が海辺の漁業地域などを訪れるようになってきた。大津漁港では、地域の漁業文化を活用し、ブルーツーリズムの拠点となる漁業歴史館の整備が進められている。また、霞ヶ浦北浦においても、東京圏からのアクセスも良く、静穏な水面であることから、水上バイクなど様々な湖面レジャーに加え、伝統的な漁法である帆びき船の見学にも関心が集まっている。

代表的な海洋レジャーの一つである船釣りに関しては、遊漁船業については、平成15年の遊漁船業の適正化に関する法律の改正により、県への登録及び乗客のための保険加入などが義務づけられ、また、「茨城県遊漁船協議会」が平成16年3月に組織されたことにより、乗客が安心して魚釣りを楽しめる体制が整ってきた。

しかし、遊漁船業者の多くが漁業との兼業にもかかわらず、遊漁に対する漁業者の理解は十分に醸成されていない。今後は、限られた水産資源を有効利用する付加価値の高い経営種目の一つとして、漁業との兼業による経営の安定化を視野に入れ、漁場利用調整や経営支援などにより、遊漁先進県を目指していく必要がある。

プレジャーボートによる魚釣りについては、茨城海区漁業調整委員会に対する届出制となっているが、その実績は低調となっている。また、プレジャーボートは組織化されていないため規制等の周知が難しく、マナーを守らない事例もあるなど、漁船とのトラブルも

発生している。また、陸からの魚釣りについては、県内外から多くの人々が訪れているが、特に港において、残った釣りえさやゴミなどの投棄、立入禁止区域への侵入など、マナーの面で地元漁業関係者とのトラブルが絶えない。今後は、これら、船釣り、陸釣りを行う遊漁者と漁業者とのトラブルを解消し、同じ水域を利用する双方にとってメリットのある体制へと移行させていくことが重要である。

今後の漁業経営は、より効率的な経営を目指す観点から、新たに、漁業経営を補完するものとして、漁業地域を訪れる都市住民に対するサービスの提供を加えるなど、これら都市住民のニーズを受け入れていくことも必要となると考えられる。

【目 標】

水産業における新たな位置づけとして、「海遊業」の振興を図り、地域の活性化を図る。

【主要施策】

- ①茨城県遊漁船協議会との連携により、家族で安心して楽しめるレジャーとして本県の遊漁船業をPRしていく。
- ②漁業経営の安定を図る観点から、遊漁船業を漁業の一経営種目としてとらえ、遊漁船経営者が取得する遊漁船や機器整備費用、遊漁船業への転換や改造費用に対応した制度資金の融通や保証制度などについて検討する。
- ③プレジャーボートや海岸・岸壁・湖岸などで釣りをを行う釣り人に対する規則等の周知、マナーの啓発を行う。
- ④地域活性化や水産業の振興に寄与する観点を持って漁業者、地域住民と遊漁者との調整を進め、遊漁に関する規制の緩和を検討する。
- ⑤観光地びき網をはじめ、未利用漁場におけるダイビング案内なども含めたマリレジャーの主体として漁業団体が積極的な取り組みを行うことを支援する。
- ⑥船舶管理やレジャー用品のレンタル、飲食など、漁業協同組合が提供するなどレジャー産業的なサービス業の導入とともに、漁業協同組合や漁業者による新たな事業の導入について支援する。
- ⑦茨城県漁港管理条例に基づき、プレジャーボートや遊漁專業船等の漁港内の係留については、漁業活動に支障のない範囲で、漁港管理条例に基づく場所の指定や許可を進める。
- ⑧漁港において、駐車場など漁港施設用地の漁業活動以外での利活用方法を検討し、海遊

業と漁業活動との調整を図る。

⑨都市と漁業地域の交流を促進するため、漁業地域で行われる体験漁業、市場・水産加工場見学、スポーツ大会など、イベント等の開催を支援する。

⑩漁業と遊漁船業との漁場利用協定の締結を指導し、海面の合理的利用を推進する。

(再掲)

第2節 海岸環境の保全と防災機能の充実

【現状と課題】

津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、県土の保全を図ることを目的に、本県では昭和36年から海岸保全施設の整備を開始し、昭和45年度第1次海岸五箇年計画以来、数次の計画を経て、主要な漁港海岸の整備を進めてきた。

平成14年2月には海岸法が改正され、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図ることが目的に加えられるとともに、砂浜が海岸保全施設として位置づけられた。これに伴い平成16年6月には、本県全域を範囲とする茨城沿岸海岸保全基本計画を策定し、あるべき茨城沿岸の姿と保全の方向を示し、個別海岸の整備方針に反映させ、整備を進めている。

しかし、施設の老朽化や津波、各地での高潮による災害発生により、海岸保全施設の機能増進を求める声が高まっており、施設の構造の見直しや改良等も必要となっている。

一方、海岸への漂着ゴミは後を絶たないが、通常これらは、沿海市町村やボランティアなどにより収集処分されているが、洪水や激浪時に漂着する大量のゴミについては、処分をしきれない状況もあり、環境保全とあわせ景観上の観点からも、迅速かつ効率的な処分体制の整備が求められている。

また、県内漁業協同組合、水産関係団体、沿海市町村は、人命財産の海難救助という理念とボランティア精神に基づく茨城県水難救済会を組織し、救助体制の整備や救助出動を行っている。さらに、平成14年12月に発生した日立港東防波堤に座礁した北朝鮮籍貨物船「チルソン号」油流出事故の際の環境保全活動など、水難救助とあわせて漁業者による水域の番人としての活動は、高く評価されている。

さらに、海岸に漂着、座礁した鯨類、海亀類については、近年その報告件数が増加している。鯨類等の漂着が起きた場合には、関係する省令や水産庁通知に基づき、生きて座礁した場合は出来る限り海に帰すこと、死亡して漂着した場合には、適切に処理を行う必要

が生じている。特に、大型鯨類が漂着した場合には、迅速かつ的確な対応が求められている。

【目 標】

海岸環境の保全を図りながら、県民が等しく利用できる海岸を維持・創造するとともに、防災機能や災害時の支援機能などの充実を図る。

【主要施策】

- ①茨城沿岸海岸保全計画に基づき、地域ごとに特性のある海岸環境を生かしながら、侵食傾向にある砂浜への養浜や護岸・離岸堤等を整備していく。
- ②必要に応じ、海岸保全施設の構造の見直しや改良等を行う。
- ③津波による浸水想定区域図を作成し、市町村のハザードマップ作成を支援する。
- ④海岸への漂着ゴミの処理について、海岸管理者・市町村の役割分担を検討する。
- ⑤海岸清掃や船舶事故時の油回収など、漁業者が実施する環境保全機能の維持活動を支援する。
- ⑥災害時における円滑な物資輸送機能の確保など、漁業地域の防災支援機能の充実を図る。
- ⑦海上における人命救助の役割を担っている漁業者の水難救済活動を支援する。
- ⑧漂着・座礁した鯨類等に対する処置に迅速かつ的確な対応ができるよう、関係者による連絡体制の構築と対応マニュアルの整備を行う。

第3節 様々な役割を持つ水産業の機能の理解促進

【現状と課題】

本県の各漁業地域では、地元の水揚げされる漁獲物をもとにした多様な魚食文化が発展し、特徴ある郷土料理として受け継がれ、地域の独自性の形成に役立ってきた。また、海や河川・湖沼と漁業への係わりを通じて、金砂大祭礼のような様々な民俗行事や神事など、独特な伝統的文化を継承、創造し、本県水産業は県の文化の多様性に貢献してきた。

さらに、近年は適度な漁獲は、資源の再生産力を高めることが明らかになり、漁業が魚介類の回収によって、海や湖沼・河川の過剰な栄養分や有機物を除去するなど、物質循環の役割も有することが示されるようになり、水産業の有する生態系や環境を保全する機能が注目されるようになってきた。

このようななか、現在県では、水産試験場と内水面水産試験場において、試験場の一般

公開を実施しているとともに、沿海地区と霞ヶ浦北浦地区において、小学生等を対象にした少年水産教室を開催し、漁業だけではなく環境貢献などの機能を持つ水産業に対する理解、促進を図っている。さらに、市町村や漁協青年部などが主催する漁業体験学習なども実施されている。

しかし、現状においてこれらの活動は充分とはいえず、普及・啓発できる団体・人材の育成を図るとともに、小中学生の教育活動のなかでの体験学習や、親子で参加できるツアーなどを通じて、本県の生態系や自然環境、さらには漁業地域の伝統文化の理解促進を図ることが重要である。

水産業が持つ様々な機能は、食料の供給という基本的な機能だけにとどまらず、本県の貴重な生態系や環境、文化を守り育てることに貢献しており、これらを将来にわたって確保するためには、より広く県民の関心を高め、理解、促進を図ることが求められている。

【目 標】

多様な生物が生息し県民にとって貴重な財産である海や湖沼・河川の生態系や環境、漁業地域の伝統的文化の継承など、様々な役割を担う水産業の機能の理解・促進を図る。

【主要施策】

- ①試験研究機関の一般公開や「海の教室」を実施し、水産業の理解促進を図るとともに、市町村や漁協青年部等が実施する漁業体験学習や漁場環境の保全活動について支援する。
- ②親子で参加できる体験ツアーなどのイベント開催を支援し、楽しみながら本県の水域環境の理解促進を図る。
- ③希少種の生態調査や生育環境調査を実施し、県民に対し希少種の保全に不可欠な自然環境の維持、保全の意義について啓蒙普及を図る。
- ④漁獲によるチッ素、リンの回収といった、漁業による物質循環機能など、水産業による環境保全への貢献を進めるとともに、これら機能について積極的な啓発普及を図る。
- ⑤健全な食生活習慣の定着を図るため、漁業協同組合や水産加工業協同組合などが行う食育に関する活動を支援する。
- ⑥大津の御船祭、那珂湊の八朔祭りなど、水産業にまつわる伝統的文化などの継承を支援する。

水産業振興計画策定協議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属
学識経験者	加瀬 和俊	東京大学（社会科学研究所）教授
関係市町の長	村田 省吾	北茨城市長
	檜村 千秋	日立市長
	本間 源基	ひたちなか市長
	小谷 隆亮	大洗町長
	内田 俊郎	鹿嶋市長
	保立 一男	神栖市長
	鈴木 三男	かすみがうら市長
水産団体等の長	浅野 次男	茨城沿海地区漁業協同組合連合会 代表理事会長
	磯前 茂次	茨城県信用漁業協同組合連合会 代表理事会長
	高田 亥助	茨城県水産加工業協同組合連合会 会長理事
	羽生 誠	霞ヶ浦漁業協同組合連合会 代表理事会長
	方波見 和夫	きたうら広域漁業協同組合 代表理事組合長
	小林 七五三男	茨城県内水面漁業協同組合連合会 代表理事会長

水産業振興計画策定ワーキングチーム

所 属	氏 名
漁政課	高濱芳明，根本孝，飯岡勇，深澤幹雄，青木雅志，川野辺誠
水産振興課	太田牧人，根本隆夫，茅根正洋，久保田次郎
霞ヶ浦北浦水産事務所	佐野仁，武士和良，永井淳也
水産試験場	柳田洋一，高橋正和
内水面水産試験場	富永敦

水産業振興計画策定の経過について

【水産業振興計画策定協議会】

平成17年 9月 7日 第1回水産業振興計画策定協議会

平成18年 2月15日 第2回水産業振興計画策定協議会

【関係団体・関係者及び一般県民との意見交換】

計画策定途中において、関係団体との意見交換を行い、計画の内容に反映した。

平成17年10月17日 内水面漁連理事会

平成17年10月18日 霞ヶ浦北浦水産振興協議会

平成17年10月22日 漁業士行政懇談会

平成17年11月 2日 霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合理事会

平成17年11月 8日 霞ヶ浦北浦海面利用協議会

平成17年11月16日 霞ヶ浦漁連理事会

平成17年11月16日 沿海漁協専務参事会議

平成17年11月17日 県加工連理事会

平成17年12月 6日 きたうら広域漁協理事会

平成17年12月19日 沿海地区関係市町水産主務課長説明会

平成17年12月19日 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

平成18年 1月18日 茨城県内水面漁場管理委員会

平成18年 2月 8日 沿岸資源談話会（北部地区）

平成18年 2月 9日 沿岸資源談話会（中部地区）

平成18年 2月10日 沿岸資源談話会（南部地区）

平成18年 2月14日 消費地魚市場協議会

平成18年 2月15日 海面利用協議会

平成18年 2月17日 茨城海区漁業調整委員会

平成17年10月14～31日 県政モニターアンケート「茨城県の水産物に関するアンケート」

(317名中254名回答；回答率80.1%)

【水産業振興計画策定ワーキングチーム会議等】

平成17年 6月1日，7月21日，8月 5日，8月26日，9月30日

平成17年11月29日 拡大課長補佐会議

◇用語解説◇

【網いけす養殖業】

水中に設置した箱状の網の中で，魚類を商品サイズまで飼育し出荷する養殖業。

【磯根資源】

岩礁帯に生息する定着性水産資源をさし，特にアワビ，ウニ等。

【浮 魚】

イワシ類，アジ類，サバ類などの表層遊泳性魚類の総称。

【貝 毒】

ハマグリ類等の二枚貝類が有毒プランクトンを捕食して毒化すること。

【海遊業】

漁家所得の向上や地域振興に資することを目的に，漁業関係者が遊漁，マリンスポーツ，クルージング，漁業体験などのサービスの提供を行うこと。

新たなサービスにより水域や漁業地域を総合的に活用するという，水産業の新たな経営種目を指す本県独自の呼称。

【霞ヶ浦総合開発】

常陸川水門（逆水門）により海水の逆流が防止されている霞ヶ浦北浦において，湖岸堤の嵩上げにより，利水等を目的に水開発する事業（霞ヶ浦開発事業）と，その事業により著しく変化する周辺基礎条件の影響緩和対策事業（霞ヶ浦水源地域整備事業）とを合わせた総称。（平成8年3月完成）

【家族経営協定】

家族の役割と責任を明確にするため，漁家経営を担っている世帯員相互のルールを文書にして取り決めたもの。

【基礎生産力】

食物連鎖の基礎である植物プランクトンを増殖させる能力。

【漁海況】

漁況は漁獲の状況の推移をいい，海況は水温・海流・水塊の状況の推移をいう。海の水温分布等の状況と魚の漁獲の状況は密接に関連しているため，それらを併せて示した状況。

【漁獲努力量】

漁獲の強さを表すもの。単位としては、操業隻数・日数・回数・時間などがある。

【漁業共済制度】

漁業者が、不漁や事故などにより受けた損失を補てんする制度。

【漁業近代化施設】

漁労作業の省力化を目的とした施設、機械類の総称で、福利厚生施設も含む。

【漁業信用基金協会】

漁業者等の必要とする資金の融通を円滑にするため、その債務を保証する機関。

【減 船】

漁業の生産構造を再編成するため、漁船の隻数を削減すること。

【コイヘルペスウイルス（KHV）病】

コイ（マゴイ及びニシキゴイ）に発生する病気。コイ以外の魚や人への感染はなく、発病すると緩慢行動や摂餌不良などがみられるが、目立った外部症状は少ない。幼魚から成魚までに発生し、死亡率が高い。

【栽培漁業】

稚魚や稚貝がしっかり生きられる大きさまで人間が育て、その後自然の海で大きくして漁獲する漁業

【資源管理型漁業】

漁業者が自ら魚類の資源を守りながら獲り方などを工夫して行う漁業

【信用事業譲渡】

漁業協同組合が保有する預貯金を県信漁連に譲り渡すことにより、信用事業を統合し、漁協信用事業の基盤強化を図ること。

【JAS法】

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」の略称で農林水産物の品質表示等に関する法律。

【人工衛星情報】

気象衛星NOAAなどの人工衛星で観測された水温分布などの画像情報。

【底 魚】

ヒラメ、カレイ類など主に海底付近、又は海底の砂泥中にすむ魚類の総称。

【T A C (漁獲可能量制度)】

国が魚種（現状ではマイワシ、サバ類、サンマ等の7魚種）ごとに年間漁獲量の上限を決めて管理する制度。

【T A E (許容漁獲努力制度)】

魚種ごと漁業種類ごとに年間の操業日数の上限を決めて管理する制度。

【地産地消】

「地元生産ー地元消費」を略した言葉で、「地元で獲れたものを地元で消費する」という意味。

【トレーサビリティ】

食品等の生産や流通に関する履歴情報を追跡・遡及すること。

【認定漁協制度】

資源管理の推進や担い手の育成などを行える一定の基準を満たす漁協を認定して優遇措置を与える制度。

【H A C C P】

N A S A（アメリカ航空宇宙局）により考案された、製造工程を中心に危害を分析し管理する品質管理手法。

【バイオテレメトリー】

生物に発信機を取り付け、遠隔測定して情報収集する技術。

【買参権】

売買参加権の略。市場取引に直接参加できる権利。

【ハザードマップ】

洪水、津波等の自然災害に対して、被害が予測される区域及び避難地・避難路等が記載されている地図

【P L 法】

「製造物責任法」の略称で欠陥商品の被害から消費者を守るための法律。

【ブルーツーリズム】

漁村に滞在して、漁業体験やその地域の自然や文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ余暇活動。

【プレジャーボート】

モーターボートやヨットなどレジャー用の船の総称。

【プロバイオティクス】

口から摂取され、生きたまま腸に達し、消化管内の細菌叢を改善し、整腸作用など宿主に良い影響を与える微生物のこと。

【リモートセンシング】

人工衛星などを利用し、遠隔地から情報を収集する技術。漁業においては、海水温やプランクトン量など、漁場の情報を収集する。

【冷水病】

近年アユなどの淡水魚で問題となっている細菌性の魚病。